

**(仮称)いちかわハートフルプラン**  
**(市川市障害者計画(第2次実施計画)**  
**・第3期市川市障害福祉計画)**

**素案**

**市川市**  
**福祉部 障害者支援課**

---

# 市川市障害者計画 第2次実施計画

(平成23～26年度)

---

**(素案)**



目 次

<b>第 1 章 実施計画の基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画期間 .....	2
3. 事業の性格 .....	2
4. 前実施計画の総括 .....	2
5. 計画指標と事業体系 .....	3
<b>第 2 章 計画事業</b> .....	<b>8</b>
<b>第 1 節 子育て・教育の充実（伸びやかに育てる）</b> .....	<b>10</b>
1. 子育て支援 .....	10
2. 学校教育 .....	14
<b>第 2 節 社会参加・就労の促進（地域で活動する）</b> .....	<b>16</b>
1. 生涯学習 .....	16
2. スポーツ・レクリエーション .....	18
3. 就労支援・雇用促進 .....	19
<b>第 3 節 生活支援の充実（地域で自立する）</b> .....	<b>22</b>
1. 福祉サービス .....	22
2. コミュニケーション・移動サービス .....	25
3. 相談・情報提供 .....	27
4. 権利擁護 .....	29
<b>第 4 節 保健・医療の充実（健やかに生きる）</b> .....	<b>30</b>
1. 健康づくり・予防 .....	30
2. 医療・リハビリテーション .....	32
<b>第 5 節 安全なまちづくりの推進（安心して暮らす）</b> .....	<b>34</b>
1. 福祉のまちづくり .....	34
2. 快適な居住環境 .....	36
3. 防犯・災害対策 .....	38
<b>第 6 節 地域の理解・支援の促進（地域で支え合う）</b> .....	<b>40</b>
1. 理解促進 .....	40
2. 交流の機会・場づくり .....	43
3. 人材育成 .....	45
4. ネットワーク形成 .....	46



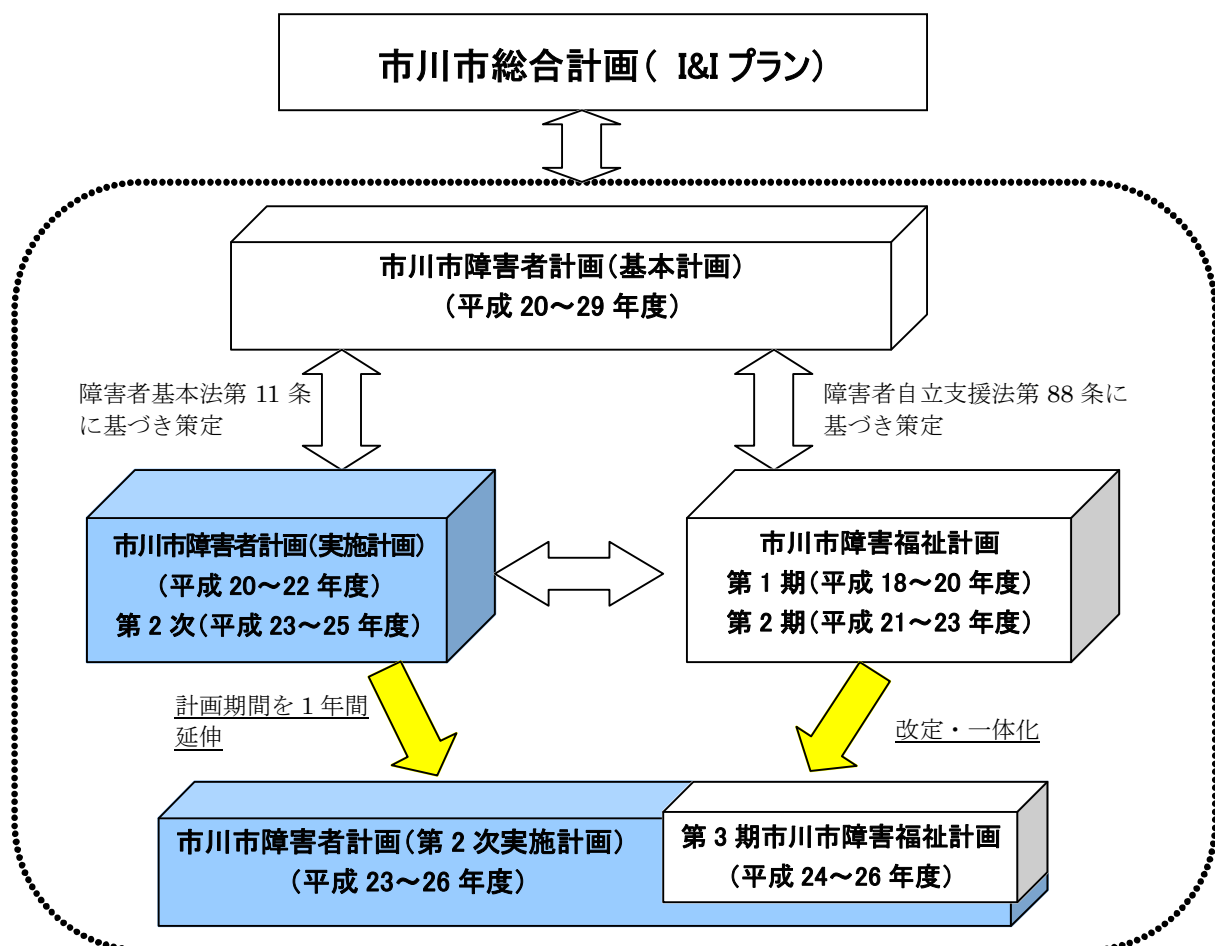
# 第 1 章 実施計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨

市川市障害者計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき策定を義務づけられた法定計画であり、障害者のための施策に関する基本的な計画となります。

本計画は、平成 20～29 年度の 10 年間の計画期間とする基本計画に示された施策を実現するための具体的な事業を定める実施計画です。

なお、平成 24～26 年度を計画期間とする「第 3 期市川市障害福祉計画」の策定に合わせて、本計画の計画期間を 1 年間延伸して平成 23～26 年度とするとともに、両計画を一体化して、市民にとって分かりやすい構成とします。





## (2) 各施策における課題

一方、各施策に関しては、以下のような課題が浮き彫りになっています。

### ○ 子育て・教育の充実

保育クラブについては引き続き要望が大きい。

職員や指導員について、障害への理解を深める必要がある。

権利擁護への対応の必要がある。

### ○ 社会参加・就労の促進

スポーツ・レクリエーション等の事業開催にあたり、さまざまなバリアを解消していく取り組みが求められている。

障害者本人はもとより、企業や就労支援の担い手に対する支援、研修の充実などが求められている。

市役所への雇用に加え、業務の発注や物品販売の支援など、市役所を軸とした多様な働き方に対する支援が必要とされている。

### ○ 生活支援の充実

依然として福祉サービス資源、特に住まいや緊急時の一時預かりに関する量的整備について必要性が高い。

コミュニケーション障害のある方に対する情報保障が求められている。

障害の理解、権利擁護に関する意識啓発や取り組みが必要とされている。

### ○ 保健・医療の充実

障害者を対象とした事業が少ない。

市民全般を対象とした事業では、障害者に関する事業評価が困難。

### ○ 安全なまちづくりの推進

市民全般を対象とした事業では、障害者に関する事業評価が困難。

防犯・防災対策に、障害者世帯への配慮を盛り込んでいく必要がある。

### ○ 地域の理解・支援の促進

障害に対する理解や配慮が不足しているという意見が多く聞かれる。

地域での支援の担い手が不足しており、障害への理解を深める取り組みと併せて進めていく必要がある。

## 5. 計画指標と事業体系

本計画では、上記の総括を踏まえ、計画指標の設定と事業の構成について、次のような工夫を行います。

○ 計画期間内で、市として特に重点的に取り組む事業を「重点事業」として位置づけ、市の考える方向性を分かりやすくします。

○ 施策における課題認識を踏まえ、特に今次の計画においては、第2節の3「就労支援・雇用促進」と第6節の1「理解促進」に重点的に取り組むこととし、積極的な施策の展開をはかります。



- 重点事業については、障害者に関する取り組みの進捗評価が可能となるよう、指標の設定を考慮します。また、施策の目標に対する指標の意義づけを明確にします。
- 事業の実施に対する評価（アウトプット評価）とともに、成果に対する評価（アウトカム評価）については、施策の目標に対する評価方法を考慮します。

## <節ごとの重点事業一覧>

### 第1節 子育て・教育の充実 ～伸びやかに育てる～

分野	事業名	達成目標	現況	計画（数値目標）			
			平成22年度	23	24	25	26
1. 子育て支援	①保育クラブ環境整備事業	障害児を受け入れるための環境整備	57か所	60か所 (拡大) ↗	63か所 (拡大) ↗	66か所 (拡大) ↗	69か所 (拡大) ↗
	②保育クラブ職員研修の実施	職員研修のうち障害児に関わる内容の件数	1件	1件 (維持) →	1件 (維持) →	1件 (維持) →	1件 (維持) →
	③地域出張事業	実施回数	43回	80回 (拡大) ↗	80回 (維持) →	80回 (維持) →	80回 (維持) →
2. 学校教育	①特別支援教育体制整備事業	巡回要請に対する実施率	100%	100% (維持) →	100% (維持) →	100% (維持) →	100% (維持) →

### 第2節 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～

分野	事業名	達成目標	現況	計画（数値目標）			
			平成22年度	23	24	25	26
1. 生涯学習	①図書館の障害者資料製作・収集事業	それぞれの障害に配慮した資料数の向上	400点	400点 (拡大) ↗	400点 (拡大) ↗	400点 (拡大) ↗	400点 (拡大) ↗
3. 就労支援・雇用促進	①チャレンジドオフィスいちかわ	非常勤職員の採用人数	—	常時 5名 (新規) ↗	常時 5名 (維持) →	常時 5名 (維持) →	常時 5名 (維持) →
	②市役所からの業務発注の促進	市役所からの業務発注件数	4件	8件 (拡大) ↗	8件 (維持) →	8件 (維持) →	8件 (維持) →
	③雇用促進奨励金及び職場実習奨励金交付事業	奨励金交付者数 実習事業所数 就職者	35人	39人	39人	39人	39人
			55社	50社	50社	50社	50社
		3人	15人 (維持) →	15人 (維持) →	15人 (維持) →	15人 (維持) →	
	④法定雇用率達成指導事業	法定雇用率達成企業率	40%	42% (向上) ↗	42% (維持) →	42% (維持) →	42% (維持) →

第3節 生活支援の充実 ～地域で自立する～

分野	事業名	達成目標	現況	計画（数値目標）			
			平成22年度	23	24	25	26
1.福祉サービス	①重症心身障害者受け入れ事業	受け入れ人数	1人	2人 (拡大) ↗	2人 (維持) →	5人 以上 (拡大) ↗	5人 以上 (維持) →
2.コミュニケーション・移動サービス	①障害者ガイドヘルパー養成事業	受講人数	50人	50人 (拡大) ↗	50人 (拡大) ↗	50人 (拡大) ↗	50人 (拡大) ↗
3.相談・情報提供	①精神障害に関する講座・講演会等開催事業	開催回数	4回	4回 (維持) →	4回 (維持) →	4回 (維持) →	4回 (維持) →

第4節 保健・医療の充実 ～健やかに生きる～

分野	事業名	達成目標	現況	計画（数値目標）			
			平成22年度	23	24	25	26
2.医療・リハビリテーション	①身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業	対象者の拡大	40人	60人 (拡大) ↗	80人 (拡大) ↗	105人 (拡大) ↗	115人 (拡大) ↗
	②重症心身障害者受け入れ事業（再掲）	（再掲）	1人	2人 (拡大) ↗	2人 (拡大) →	5人 以上 (拡大) ↗	5人 以上 (維持) →

第5節 安全なまちづくりの推進 ～安心して暮らす～

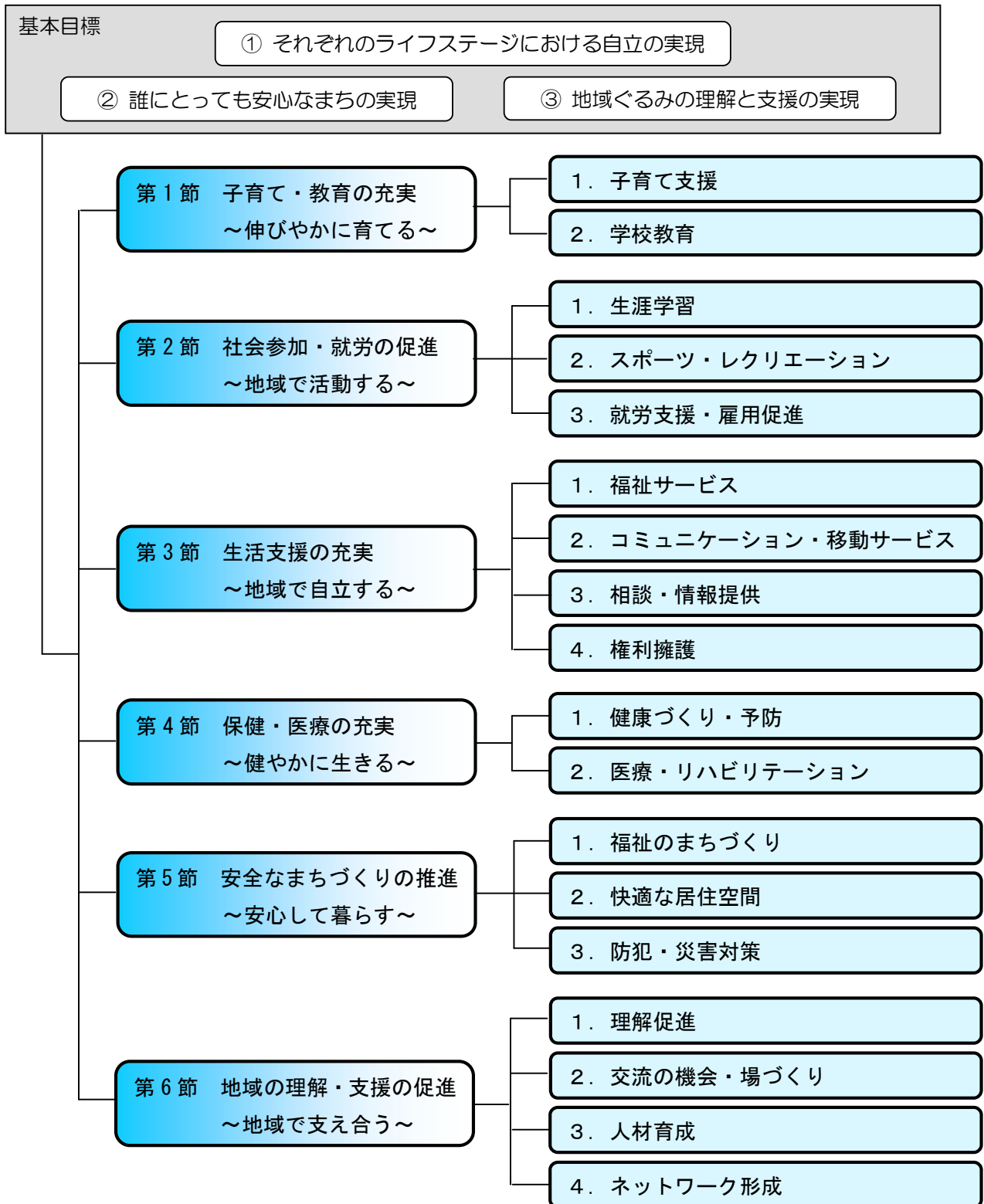
分野	事業名	達成目標	現況	計画（数値目標）			
			平成22年度	23	24	25	26
1.福祉のまちづくり	①人にやさしい道づくり事業	歩道整備延長 2,200m(特定経路 610m)	700m (310m)	625m (0m) (拡大) ↗	500m (300m) (拡大) ↗	500m (拡大) ↗	500m (拡大) ↗
3.防犯・災害対策	①災害時要援護者支援対策事業	障害者を含む登録者名簿の取り 交わし自治会数	100自治会	108 自治会 (拡大) ↗	126 自治会 (拡大) ↗	144 自治会 (拡大) ↗	162 自治会 (拡大) ↗
	②福祉避難所	福祉避難所として指定する施設数	素案の検討	3か所 (新規) ↗	5か所 (拡大) ↗	7か所 (拡大) ↗	7か所 (維持) →

第6節 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

分野	事業名	達成目標	現況	計画（数値目標）			
			平成22年度	23	24	25	26
1.理解促進	①「障害者週間」行事の充実	多様なイベントを実施する	5種類	5種類 (維持) →	5種類 (維持) →	5種類 (維持) →	5種類 (維持) →
	②市新規採用職員に対する研修	実施回数	—	1回 (新規) ↗	1回 (維持) →	1回 (維持) →	1回 (維持) →
	③市職員に対する研修・啓発	実施回数	2回	2回 (維持) →	2回 (維持) →	2回 (維持) →	2回 (維持) →
	④精神障害に関する講座・講演会等開催事業	(再掲)	4回	4回 (維持) →	4回 (維持) →	4回 (維持) →	4回 (維持) →
	⑤講演会・研修会の開催	開催回数	3回	3回 (維持) →	3回 (維持) →	3回 (維持) →	3回 (維持) →
4.ネットワーク形成	①障害者団体連絡会運営支援事業	開催回数	4回	4回 (維持) →	4回 (維持) →	4回 (維持) →	4回 (維持) →

## 第2章 計画事業

<基本計画における施策の体系図>



<分野別実施計画の見方（凡例）>

<施策の基本方針>

施策の基本方針:基本計画において、基本目標の実現に向けた6つの施策推進の方向に沿って、分野別に施策を進めるための基本となる方針を定めたものです。

子育て・教育の充実  
(伸びやかに育てる)

施策推進の方向

1. 子育て支援

- (1)周産期・母子保健の充実
- (2)療育・生活支援体制の充実
- (3)親への支援の充実

分野別の施策名及び各施策

アウトカム指標: 施策の方針に対して、各事業を実施した上でどのような成果が得られたかを、指標を設けて評価します。

(アウトカム指標)

評価指標	評価方法	目標

(重点事業の概要)

重点事業: 今次の計画で、市として特に重点的に取り組む事業を「重点事業」として、達成目標(アウトプット指標)を定めます。

事業名(担当課)	①〇〇〇〇〇事業		〇〇部〇〇〇〇課		
事業概要					
達成目標	現況		計画(数値目標)		
	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度

(その他の事業の概要)

その他の事業: 重点事業以外の、施策を推進するための事業を「その他の事業」としてまとめています。

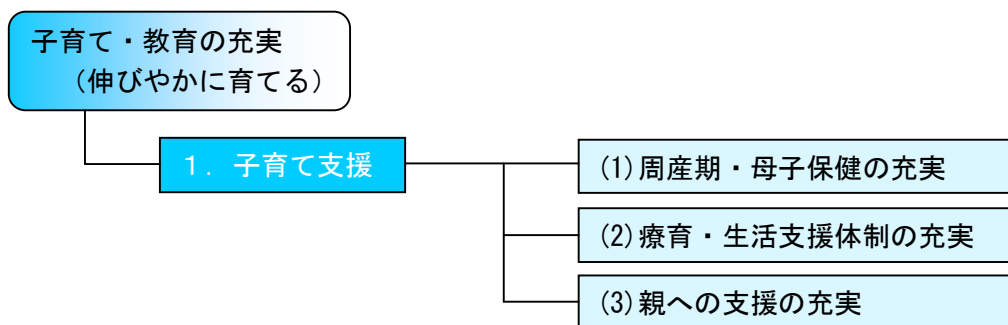
事業名	担当課	事業概要
①〇〇〇〇〇事業	〇〇部〇〇課	

# 第1節 子育て・教育の充実（伸びやかに育てる）

## 1. 子育て支援

### ＜施策の基本方針＞

本人が障害を理解し、自立を目指しながら育つよう、障害をできるだけ早く発見し、親・家族が障害を正しく理解して、適切な療育を進められる環境を整えるため、保健・医療・福祉・教育の連携を強化します。



（アウトカム指標）

評価指標	評価方法	目標
子育てに関する支援体制	市民評価	市民評価の向上

（重点事業の概要）

事業名（担当課）	①保育クラブ環境整備事業	生涯学習部 青少年育成課			
事業概要	障害児が地域で健やかに活動するため、保育クラブの設備を整備します。				
達成目標	障害児を受け入れるための環境整備				
	現況	計画（数値目標）			
	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	57か所	60か所 (拡大) ↗	63か所 (拡大) ↗	66か所 (拡大) ↗	69か所 (拡大) ↗

事業名（担当課）	②保育クラブ職員研修の実施	生涯学習部 青少年育成課			
事業概要	保育クラブにおける保育内容の充実を図ることを目的に、職員の研修を実施します。				
達成目標	職員研修のうち障害に関わる内容の件数				
	現況	計画（数値目標）			
	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	1 件	1 件 (維持) →	1 件 (維持) →	1 件 (維持) →	1 件 (維持) →

事業名（担当課）	③地域出張事業	こども部 発達支援課			
事業概要	市内北部、南部に活動の場を設け、発達に課題のある子どもへのグループ療育を行い、支援の充実を図ります。				
達成目標	実施回数				
	現況	計画（数値目標）			
	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	43 回	80 回 (拡大) ↗	80 回 (維持) →	80 回 (維持) →	80 回 (維持) →

（その他の事業の概要）

事業名	担当課	事業概要
①講演会・研修会の開催	福祉部 障害者支援課 (障害者地域生活支援センター)	理解が進んでいないとされる障害や、普及啓発が望まれる制度や支援方法等に関して、講演会や研修会を企画・広報してこれを実施します。
②こども発達支援会議の開催	こども部 発達支援課	保健、医療、教育などの分野において、心身の発達に不安や心配のある子どもに対する施策を実施する中で、関係機関の相互の連携強化を目的に、各分野の担当が一堂に会し、それぞれの役割を明確にすることにより発達支援の推進を図ります。
③母子健康診査事業	保健スポーツ部 保健センター 健康支援課	身体発育、精神発達、基本的習慣等について健診を行い、健康状態の確認、疾病の早期発見に努め、妊婦及び乳幼児の健康保持増進を図ります。(妊婦健康診査、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査) また、1歳6か月児及び3歳児健康診査の事後フォローの一つとして、集団における遊びを通して幼児の発達経過を観察し、子育て支援を行います。



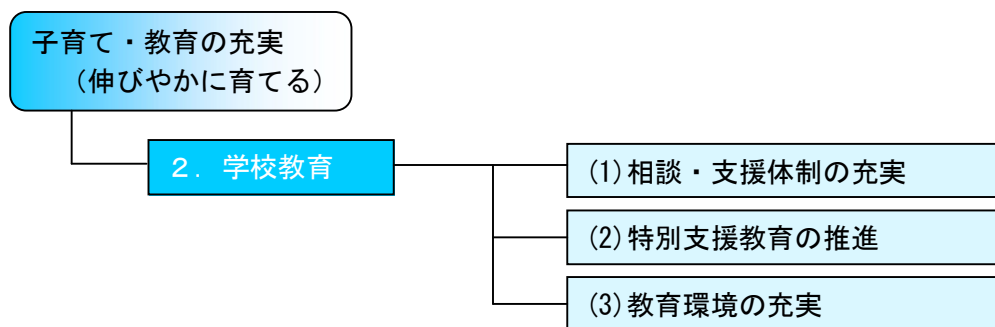
④母子保健相談事業	保健スポーツ部 保健センター 健康支援課	育児不安の軽減を図ることを目的に、専門職が相談を行い、乳幼児の健やかな発育・発達が促されるよう支援していきます。
⑤母子訪問指導事業	保健スポーツ部 保健センター 健康支援課	妊娠・出産・育児に対する不安を軽減するとともに疾病の予防・健康の増進を図るため、妊娠届出書・出生連絡票をもとに新生児及び1～2か月児のいる家庭を全戸訪問するとともに、健康相談、健康教育、健康診査などにおいて保健指導が必要と判断される家庭に訪問し、相談・指導を行います。
⑥こども発達センター運営事業	こども部 発達支援課	発達の遅れや障害のある子どもと保護者の相談窓口である「こども発達相談室」、行動・情緒・知的な課題を持つお子さんの通園施設である「あおぞらキッズ」、運動発達の遅れに課題のあるお子さんの通園施設である「おひさまキッズ」において、子どもの発達支援や保護者に対する育児支援を行います。
⑦保育園障害児サポート事業	こども部 発達支援課	障害のある子どもや発達が気になる子どもを含む集団と個人が、保育園の中で安定して日常を過ごせるように、専門職員が保育園に出向き、職員に対する支援を行います。また、随時電話相談も受け付け、問題解決していただけるように支援します。
⑧地域現場職員研修事業	こども部 発達支援課	発達に課題のある子どもが生活する地域の施設（保育園、幼稚園、学校）の職員に対し、子どもの特性や対応の理解促進のための研修を行います。
⑨幼稚園における職員研修の実施	学校教育部 指導課	地域や園の実態に即した課題を明らかにして研修の目標を設定し、研修体制の確立と組織的・継続的な研修計画のもとで教職員の資質向上を図ります。
⑩保育園における職員研修の実施	こども部 保育課	集団の中で成長していけるよう、障害や個々の特性の理解を深めると共に、保育技術の向上を図るための研修を行います。
⑪保育園における保育士加配の実施	こども部 保育課	障害のある子どもや発達が気になる子どもの入園にあたり、障害や発達状態と入園するクラスの状況に応じて保育士を配置します。
⑫障害等がある児童の保育	こども部 保育課	障害のある子どもや発達が気になる子どもが、集団保育の中で他の子どもと共に育ちあっていく保育を進めていきます。
⑬障害のある幼児の教育の実施	学校教育部 指導課	障害児が地域でいきいきと生きるため、一人ひとりの育ちに応じた指導のあり方を考え、個別の指導計画を立てて見通しを持った指導を行います。

⑭幼児教育相談員事業	教育総務部 就学支援課	特別支援教育の充実を図るため、専門の相談員による個々の園児に対応した教諭への適切な指導や保護者からの相談業務を行います。
⑮私立幼稚園幼児教育振興費補助事業	教育総務部 就学支援課	私立幼稚園の設置者に対し、障害児指導費にかかる補助を行います。
⑯心身障害児福祉手当支給事業	福祉部 障害者支援課	20歳未満の障害児で身体障害者手帳1級～4級の方、療育手帳A～Bの1の方、精神障害者保健福祉手帳1級～2級の方に対し、経済的負担を軽減するための手当を支給します。
⑰保育クラブ設備整備事業	生涯学習部 青少年育成課	障害児が地域で健やかに活動するため、保育クラブにおける設備を整備します。

## 2. 学校教育

### <施策の基本方針>

多様性と専門性を両立できる総合的で柔軟な受入れ体制による特別支援教育を充実するとともに、障害理解教育の積極的な推進により、障害の有無に関わらず、互いを尊重し、共に生きる社会を目指す教育を進めます。



(アウトカム指標)

評価指標	評価方法	目標
学校教育の充実	市民評価	市民評価の向上

(重点事業の概要)

事業名 (担当課)	①特別支援教育体制整備事業	学校教育部 指導課			
事業概要	巡回指導職員が、各小・中学校を巡回し、発達障害などの配慮を要する児童生徒への指導支援のあり方や校内委員会の運営等について、教職員への支援を行います。				
達成目標	巡回要請に対する実施率				
		計画 (数値目標)			
	現況	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	平成 22 年度	100% (維持)	100% (維持)	100% (維持)	100% (維持)
	100%	→	→	→	→

(その他の事業の概要)

事業名	(担当課)	事業概要
①教育相談事業	学校教育部 教育センター	市内在住の幼児 (3 才以上)、児童・生徒とその保護者を対象に、専門的な知識を持つ教育相談臨床心理士などがカウンセリングや心理療法等を行うことにより、悩みの解消を図り、子どもの健全育成を図ります。

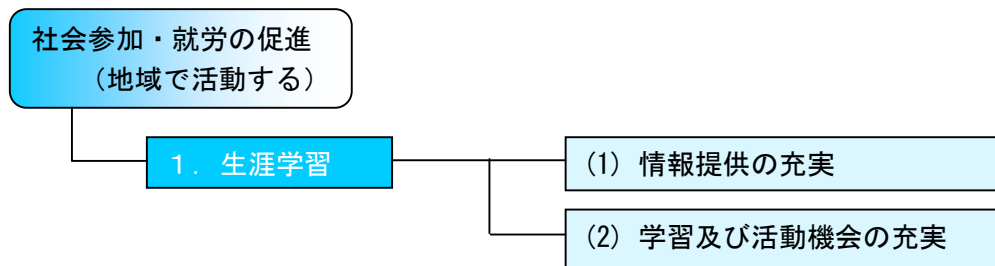
②こども発達支援 会議の開催（再掲）	こども部 発達支援課	保健、医療、教育などの分野において、心身の発達に不安や心配のあるこどもに対する施策を実施する中で、関係機関の相互の連携強化を目的に、各分野の担当が一堂に会し、それぞれの役割を明確にすることにより発達支援の推進を図ります。
③教職員の研究・研 修事業	学校教育部 教育センター	教育センター「教職員等研修事業」の中の「特別な教育的支援を必要とする子へ対応するための研修会」において、適切な指導・支援を充実していくための教職員研修を実施します。
④特別支援学級等担 当者、特別支援教育コ ーディネーター研修 会	学校教育部 指導課	特別支援学級等担当者会議における研修会及び特別支援教育コーディネーター研修会を実施し、特別支援教育の充実を図ります。
⑤特別支援連携協議 会の開催	学校教育部 指導課	教育、医療、保健、福祉、労働、親の会等の関係者で構成する会議を設置し、関係機関との連携を図りながら、障害のある幼児児童生徒に対する指導の充実と支援体制の整備を促進します。
⑥市川スマイルプラ ンの作成	学校教育部 指導課	障害のある児童生徒に市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）を作成し、関係機関との連携を図りながら、一貫した支援を目指します。

## 第2節 社会参加・就労の促進（地域で活動する）

### 1. 生涯学習

＜施策の基本方針＞

多様なニーズの把握と情報発信に努め、障害者が主体的に学習できる環境の整備充実を図ります。



（アウトカム指標）

評価指標	評価方法	目標
生涯学習の充実	市民評価	市民評価の向上

（重点事業の概要）

事業名（担当課）	①図書館の障害者資料制作・収集事業	生涯学習部 中央図書館			
事業概要	資料変換奉仕者との連携・協力体制を更に深め、点字図書や音訳図書並びに布の絵本・おもちゃなど、障害者資料の充実を図るとともに、市販の障害者資料の収集も検討します。				
達成目標	それぞれの障害に配慮した資料数の向上				
	現況	計画（数値目標）			
	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	400 点	400 点 (拡大) ➔	400 点 (拡大) ➔	400 点 (拡大) ➔	400 点 (拡大) ➔

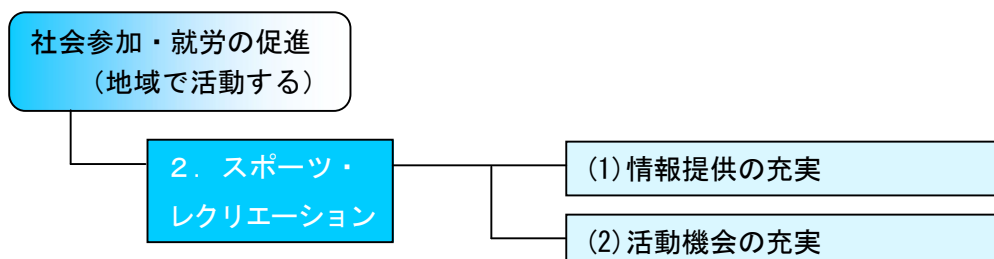
(その他の事業の概要)

事業名	(担当課)	事業概要
① 公民館主催講座 活動事業	生涯学習部 公民館センター	主催事業企画の際にボランティアセンターと連携し、手話通訳や介護人の派遣を得て障害者及び高齢者等のサポート、ケアに関する講座を企画実施します。

## 2. スポーツ・レクリエーション

### <施策の基本方針>

障害の有無や種類に関わらず、気軽に交流する機会を充実し、心身の健康維持・向上を促進します。



(アウトカム指標)

評価指標	評価方法	目標
スポーツ・レクリエーションの充実	市民評価	市民評価の向上

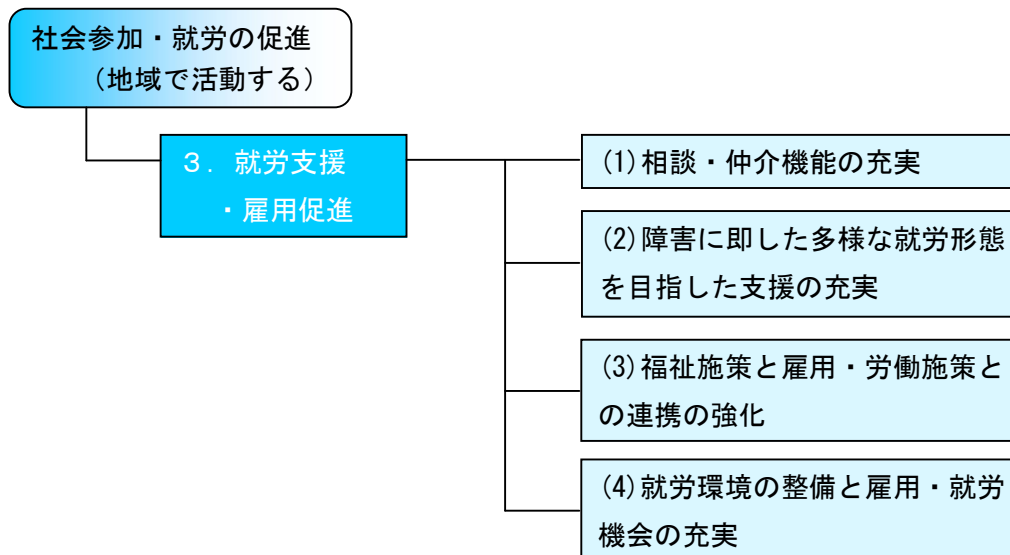
(その他の事業の概要)

事業名	(担当課)	事業概要
① 障害者軽スポーツ推進事業	保健スポーツ部 スポーツ課	スポーツに接する機会が少なくなりがちな障害者が、身体を動かす喜びを感じ、運動習慣を身につけることができる機会を提供いたします。
② もちつき大会	福祉部 障害者施設課	通所事業所等に通う障害者を対象に、毎年12月に地域の団体と協働してもちつき大会を開催し、地域住民との交流を図ります。
③ トリムバレーボール大会	福祉部 障害者施設課	精神障害者の通所事業所等を中心に実行委員会を組織して、通常のボールより大きくて、軽いトリムボールを使ったバレーボール大会を年2回、開催します。楽しみながら健康の維持、増進を図るとともに、参加者間の交流も深めます。
④ 障害者いこいの家	福祉部 障害者支援課	障害者がレクリエーションを通して、仲間づくり、健康づくりをサポートし、健康保持や体力の増進を図るために使用することができます。

### 3. 就労支援・雇用促進

＜施策の基本方針＞

社会生活への訓練を含む福祉的就労から自立のための一般就労まで、本人の意思に添った就労ができるよう、企業の理解を促進しながら、多様な選択肢のある環境づくりに努めます。



(アウトカム指標)

評価指標	評価方法	目標
就労・雇用支援の充実	市民評価	市民評価の向上
就労者数	統計調査	就労者数の増加

(重点事業の概要)

事業名 (担当課)	①チャレンジドオフィスいちかわ		総務部 人事課		
事業概要	働く意欲があるものの、なかなか就労に結びつかない障害者を、一定期間、本市の非常勤職員として採用し、その実務経験を活かして、一般企業等への就労につなげることを目指します。				
達成目標	非常勤職員として常時5名採用				
	現況		計画 (数値目標)		
	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	—	常時5名 (新規) ↗	常時5名 (維持) →	常時5名 (維持) →	常時5名 (維持) →



事業名（担当課）	②市役所からの業務発注の促進	福祉部 障害者支援課			
事業概要	福祉的就労の場において、受注業務の拡充をはかるため、市役所内の業務を障害者施設等に発注します。				
達成目標	発注件数の向上				
	現況	計画（数値目標）			
	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	4 件	8 件 (拡大) ↗	8 件 (維持) →	8 件 (維持) →	8 件 (維持) →

事業名（担当課）	③雇用促進奨励金及び職場実習奨励金交付事業	経済部 雇用労政課			
事業概要	○雇用促進奨励金 市内に居住する障害者、重度障害者を雇用する事業所に対し、奨励金を交付することにより、障害者に係る雇用機会の拡大を図ります。 ○職場実習奨励金 市内に居住する障害者を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付することによって、障害者の雇用機会の拡大を図ります。				
達成目標	○雇用促進奨励金の対象となる障害者数 ○職場実習事業所数及び就職者数				
	現況	計画（数値目標）			
	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	35 人 55 社 3 人	39 人 50 社 15 人 (維持) →	39 人 50 社 15 人 (維持) →	39 人 50 社 15 人 (維持) →	39 人 50 社 15 人 (維持) →

事業名（担当課）	④法定雇用率達成指導事業	経済部 雇用労政課			
事業概要	○障害者の雇用を拡大し、法定雇用率の達成を図るため、ハローワーク市川と市川市との共催により、事業所と障害者の集団面接による「障害者雇用促進合同面接会」を開催します。 ○事業所への障害者雇用の啓発並びに法定雇用率の向上を図るため、市川市の障害者雇用の現状、施策の紹介等リーフレットを送付します。				
達成目標	法定雇用率達成率を全国平均と同程度に				
	現況	計画（数値目標）			
	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	40%	42% (向上) ↗	42% (維持) →	42% (維持) →	42% (維持) →

(その他の事業の概要)

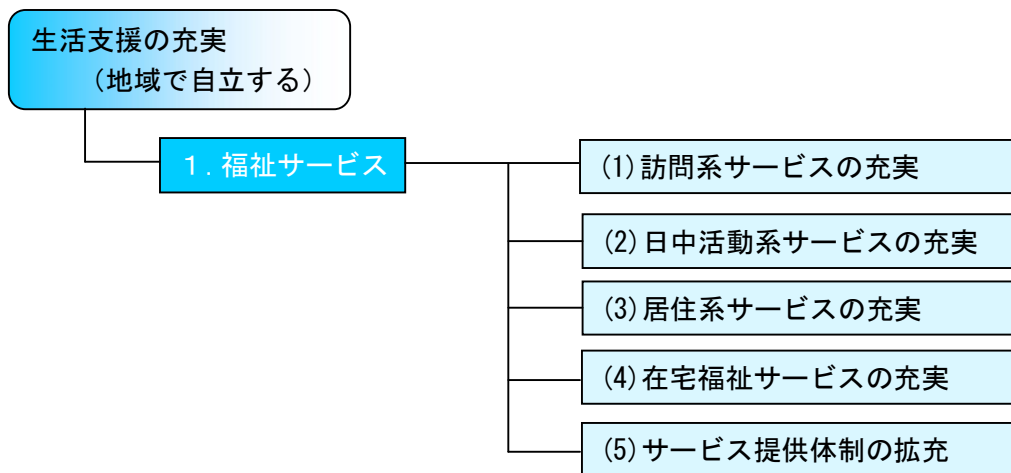
事業名	(担当課)	事業概要
① 障害者就労支援センター運営事業	福祉部 障害者支援課	就労中もしくは就職を希望する障害者を対象に、就労に関する支援を継続的に行うとともに、家族や関係機関、事業主に対して相談や調整などの支援を行います。
② 福祉の店運営支援事業	福祉部 障害者支援課 (障害者地域生活支援センター)	障害者の社会参加と工賃確保を目的に、障害者施設等の障害者が製作する物品を販売する「福祉の店」の運営を支援します。
③ いちかわ観光物産案内所での販売支援	福祉部 障害者支援課 (障害者地域生活支援センター)	障害者施設が製作する物品を、毎月定期的に販売することが可能な場所として「いちかわ観光物産案内所」を確保し、民間事業所の自主的な運営が定着するように支援します。
④ 就労支援に関する研修会の開催	福祉部 障害者支援課	障害者就労に積極的な企業や、先進的な取り組みをしている地域の機関、学識経験者などを講師として、障害者の就労への動機づけを高めたり、支援者の技能向上をはかります。
⑤ 企業に対する働きかけ	福祉部 障害者支援課	企業の集まりにおけるPR活動や障害者施設の見学会などにより、障害者・支援者との交流を深めたり、特例子会社の誘致に向けた取り組みを進めるなど、企業に対する働きかけにより雇用を促進します。
⑥ 市役所における障害者雇用の促進	総務部 人事課	障害者の雇用を促進するため、市役所職員としての採用を推進し、雇用機会の向上に努めます。
⑦ 総合評価競争入札方式の推進	管財部 契約課  福祉部 障害者支援課	障害者雇用への企業の取り組みを促すため、現在、入札参加業者適格者名簿への登録の際に、企業に対し障害者雇用状況の提出を求めているところですが、今後さらに障害者雇用を評価できるような総合評価競争入札（政策入札）の導入を進めていきます。

## 第3節 生活支援の充実（地域で自立する）

### 1. 福祉サービス

#### ＜施策の基本方針＞

今後見込まれる需要量を充足するため、サービスを提供する事業者及び人材の確保に努めるとともに、ともに暮らす家族への支援など、地域でのライフスタイルに合わせた支援の総合的な実施を図ります。



（アウトカム指標）

評価指標	評価方法	目標
福祉サービスの充実	市民評価	市民評価の向上
福祉サービスの利用割合	統計調査	利用割合の増加

（重点事業の概要）

事業名（担当課）	①重症心身障害者受け入れ事業	福祉部 障害者施設課			
事業概要	松香園において、たんの吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要な重症心身障害者を専用室にて受け入れます。				
達成目標	医療的ケアが必要な重症心身障害者5名の受け入れ。				
	現況	計画（数値目標）			
	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	1人	2人 (拡大) ↗	2人 (維持) →	5人以上 (拡大) ↗	5人以上 (維持) →

(その他の事業の概要)

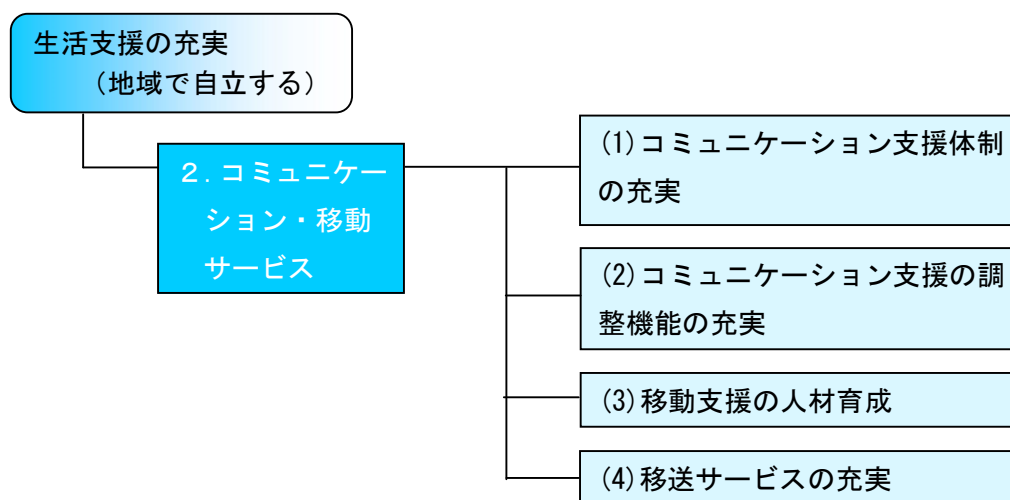
事業名	(担当課)	事業概要
① 地域コミュニティゾーン整備事業 (障害者施設)	福祉部 障害者施設課	石垣場・東浜地区地域コミュニティゾーン整備計画に基づき、知的障害者・身体障害者・精神障害者を対象とする通所サービスを提供する障害者施設を建設します。
② 指定障害福祉サービス事業所家賃等補助事業	福祉部 障害者支援課	障害者自立支援法の施行により、小規模作業所等から新事業体系へ移行した施設に対して、家賃等の助成を実施します。
③ 指定障害福祉サービス事業者運営費補助金交付事業	福祉部 障害者支援課	障害者自立支援法の施行により、小規模作業所等から自立支援給付事業所に移行する法人に対し、激変緩和と新体系事業への移行を促進する観点から、一定の経過措置期間の間、これまでの収入と移行後の事業収入とを比較して収入が少ない場合、減収分を補填します。
④ 通所サービス利用促進事業	福祉部 障害者支援課	新体系の年中活動サービス事業所等における送迎サービスを促進し、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用にかかる利用者負担を軽減します。
⑤ 障害者施設利用者通所費用助成事業	福祉部 障害者支援課	障害者施設等に通所している障害者の経済的負担の軽減を図るため、通所に要する経費に対して交通費を助成します。
⑥ 障害者施設等建設補助事業	福祉部 障害者支援課	障害者の地域生活への移行を目的に整備を行う障害者施設等に対して、建設にかかる経費の補助を行います。
⑦ グループホーム等運営費補助事業	福祉部 障害者支援課	定員 6 名以下の小規模ホーム事業所に対し、入居者の障害程度区分に応じて運営費の補助を行います。
⑧ 生活ホーム等運営費補助事業	福祉部 障害者支援課	生活ホームの運営を行う事業所に対し、運営費の補助を行います。
⑨ 障害福祉サービス等月額利用者負担上限額軽減助成事業	福祉部 障害者支援課	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを利用する際の利用者負担について、国が定めた軽減策以外に本市の単独施策として、低所得者を対象に障害福祉サービス等の利用者負担額を軽減します。
⑩ レスパイトサービス施設運営費補助金交付事業	福祉部 障害者支援課	障害児者を介助する親等を、一時的に介護から解放するためのレスパイトサービス事業を実施する事業者に対して、運営費の補助を行います。
⑪ 重度障害者福祉手当支給事業	福祉部 障害者支援課	20 歳以上の障害者で、身体障害者手帳 1 級の方、療育手帳 <b>A</b> の 1、 <b>A</b> の 2 の方、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方に対し、経済的負担を軽減するための手当を支給します。
⑫ 心身障害者一時介護料助成事業	福祉部 障害者支援課	障害者が一時的に有料で介護を受けた場合、その費用の全部または一部を助成します。(限度額あり)
⑬ ねたきり身体障害者等介護手当支給事業	福祉部 障害者支援課	20 歳以上の障害者で、身体障害者手帳 1 級で 6 か月以上ねたきりの状態にある 65 歳未満の方、療育手帳 <b>A</b> の 1、 <b>A</b> の 2 の方を介護している方に介護手当を支給します。

⑭特定疾患見舞金支給事業	福祉部 障害者支援課	原因が不明で治療法が確立されていない特定疾患に罹患している方に対し、見舞金を支給します。
⑮食の自立支援事業	福祉部 障害者支援課	在宅の独り暮らしの障害者の居宅を訪問し、福祉施設等で調理した食事を提供するとともに、その安否を確認し、生活相談などに応じることを目的に実施します。
⑯障害者入浴券交付事業	福祉部 障害者支援課	障害者に対する福祉の向上を図るため、障害者手帳を所持している方で、住居に入浴設備のない方に、障害者入浴券を交付します。
⑰高次脳機能障害者支援会議	福祉部 障害者支援課	千葉県が高次脳機能障害支援普及事業所として指定した千葉リハビリテーションセンターの職員（支援コーディネーター）を講師アドバイザーとして招き、高次脳機能障害者の地域生活を支援するため、困難事例の検討・研究を実施するとともに、効果的な施策について検討します。
⑱重症心身障害児者サポート会議	福祉部 障害者支援課	重症心身障害児者の地域生活を支援するため、調査、制度・福祉サービスの研究及び提案等を実施します。
⑲精神保健福祉サービス従事職員勉強会	福祉部 障害者支援課 (南八幡メンタルサポートセンター)	精神障害者支援に関わる事業所職員の質の向上を図るため、毎月1回、講師による講演や事例検討を実施します。

## 2. コミュニケーション・移動サービス

### <施策の基本方針>

コミュニケーションや移動は社会生活の基本であり、障害のない人にとっても障害者との意思疎通や交流・活動に不可欠なものとして認識し、さまざまな場面を想定しながら、それを支援できる体制づくりに努めます。



(アウトカム指標)

評価指標	評価方法	目標
コミュニケーション・移動サービスの充実	市民評価	市民評価の向上
コミュニケーション・移動サービスの利用割合	統計調査	利用割合の増加

(重点事業の概要)

事業名 (担当課)	①障害者ガイドヘルパー養成事業	福祉部 障害者支援課			
事業概要	障害者の移動を支援するためのガイドヘルパーを養成します。				
達成目標	毎年度 50 人以上に研修実施				
	現況	計画 (数値目標)			
	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	50 人	50 人 (拡大) ➔	50 人 (拡大) ➔	50 人 (拡大) ➔	50 人 (拡大) ➔

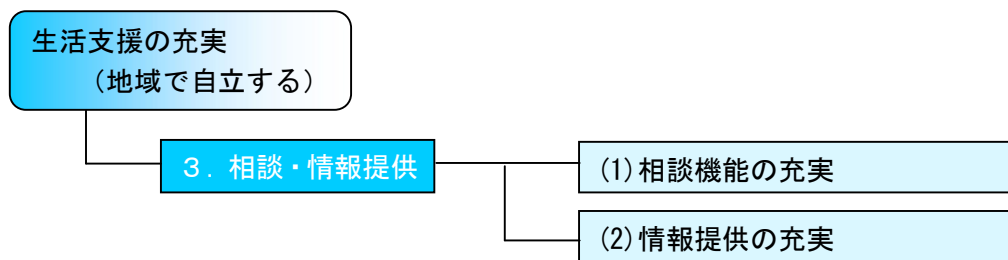
(その他の事業の概要)

事業名	(担当課)	事業概要
①手話奉仕員養成事業	福祉部 障害者支援課	手話奉仕員養成講座(入門・基礎課程)及び中途失聴者・難聴者向け手話講習会を開催します。また、資格取得を目的としない市民向けの「バリアフリー手話講習会」も開催します。
②要約筆記奉仕員養成事業	福祉部 障害者支援課	要約筆記奉仕員養成講座(基礎・応用課程)を開催します。
③福祉タクシー利用券交付事業	福祉部 障害者支援課	重度障害者が通院または会合等においてタクシーを利用する場合、利用者の経済的負担を軽減するためにタクシー料金の2分の1を助成します。(限度額あり)
④重度身体障害者等移送費助成事業	福祉部 障害者支援課	ストレッチャー(寝台)を使用しないと移動困難な重度の身体障害者等が、病院への入退院や通院、または施設への入退所にあたり寝台つきタクシーを利用した場合に、移送に要した費用のうち運賃の9割に相当する額を助成します。(限度額あり)
⑤裁判員制度に係る障害者等助成事業	福祉部 障害者支援課	裁判員制度に係る市民負担軽減を目的として、障害者等の介護を行う親族等が、裁判員等として裁判所へ出頭し、または職務を行う場合に、障害者等が障害福祉サービス等を利用したときに要した費用について助成します。

### 3. 相談・情報提供

#### <施策の基本方針>

ケアマネジメントに対応できる人材の育成を進めながら、身近で気軽に相談できる環境を整備します。また、本人の意思による選択・決定を促進するため、日常生活や福祉サービス等に関する情報（選択肢）をできる限り多く提供し、これを容易に入手できるような環境整備に努めます。



(アウトカム指標)

評価指標	評価方法	目標
相談・情報提供の充実	市民評価	市民評価の向上

(重点事業の概要)

<b>事業名（担当課）</b>	①精神障害に関する講座・講演会等開催事業	福祉部 障害者支援課 (南八幡メンタルサポートセンター)			
<b>事業概要</b>	当事者や家族への相談支援の一環として、障害への正しい理解を深めてもらえるよう、障害者福祉に関する講座及び講演会などを開催します。				
<b>達成目標</b>	年1回以上、講座や講演会等を実施				
	<b>現況</b>	<b>計画（数値目標）</b>			
	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	4回	4回 (維持)	4回 (維持)	4回 (維持)	4回 (維持)
		→	→	→	→

(その他の事業の概要)

事業名	(担当課)	事業概要
①声の広報・点字広報	企画部 広報広聴課	市の施策を始めとする各種事業などを、広報紙以外に視覚障害者向けに声の広報と点字広報でもお知らせします。
②市ホームページの文字拡大・音声読み上げ	企画部 広報広聴課	市のホームページの文字を大きくする、音声で読み上げるなどの機能で情報を提供します。
③ピアカウンセリング事業	福祉部 障害者支援課 (障害者地域生活)	障害者がピア（仲間）として障害者の相談を受け、相談者のエンパワメントを引き出す等により、障害者の自立した生活を支援します。

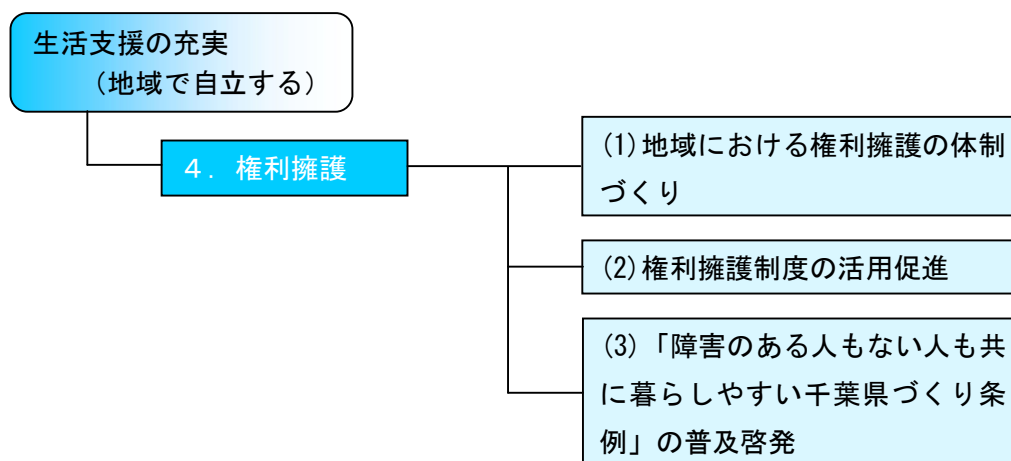


	支援センター)	
④ 障害福祉ハンドブック等発行业	福祉部 障害者支援課	障害者及び関係団体に対し、障害福祉に関する制度やサービス等の情報を提供するために、「障害福祉ハンドブック」や「こころの保健福祉ハンドブック」などの冊子を作成してこれを配布します。 また、ハンドブックに音声認識コードを添付し、視覚障害者への情報保障を図ります。
⑤ 視覚障害者等情報支援緊急整備事業	福祉部 障害者支援課	視覚障害者に対する情報バリアフリーを一層推進するため、市や公立病院等の公的機関の窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器や、ソフトウェア等の整備を行います。
⑥ 講演会・研修会の開催	福祉部 障害者支援課 (障害者地域生活支援センター)	理解が進んでいないとされる障害や、普及啓発が望まれる制度や支援方法等に関して、講演会や研修会を企画・広報してこれを実施します。

## 4. 権利擁護

### <施策の基本方針>

障害者が安心して地域の中で自立を目指せるよう、市民の理解を促すとともに、セーフティネットとしての権利擁護の仕組みを整え、虐待などの問題に早急に対応できる体制の充実に努めます。



(アウトカム指標)

評価指標	評価方法	目標
権利擁護の促進	市民評価	市民評価の向上

(その他の事業の概要)

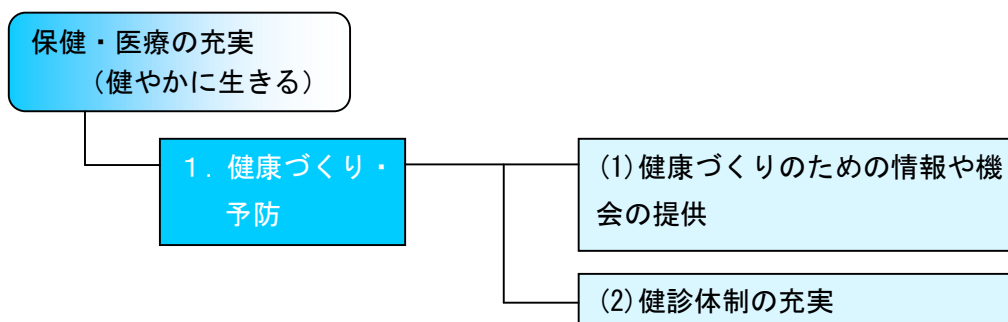
事業名	(担当課)	事業概要
①人権啓発事業	総務部 男女共同参画課 (人権擁護推進担当)	人権問題に対する認識を広め、人権尊重意識の普及、高揚を図るための事業の一環として、障害者の人権問題ととりあげるよう努めます。
②社会福祉事業 (福祉サービス利用援助事業)	福祉部 地域福祉支援課	日常生活での理解力、判断力に不安があり、在宅での生活に支障が生じている高齢者、障害者に対して、福祉サービスの利用援助や財産管理・保全サービスを提供するなど、福祉サービス利用援助事業を実施する市川市社会福祉協議会に対して運営の補助を行います。
③「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の普及啓発	福祉部 障害者支援課	県条例に関する普及啓発のためのパンフレットを配布するとともに、関連する事業の情報提供を行います。

## 第4節 保健・医療の充実（健やかに生きる）

### 1. 健康づくり・予防

＜施策の基本方針＞

人生を通じて最も基本的なニーズである健康を維持するため、誰でも気軽に、障害の特性にも配慮された方法で日常的に必要な情報やアドバイスが得られるような環境整備に努めます。



(アウトカム指標)

評価指標	評価方法	目標
健康づくり・予防の促進	市民評価	市民評価の向上

(その他の事業の概要)

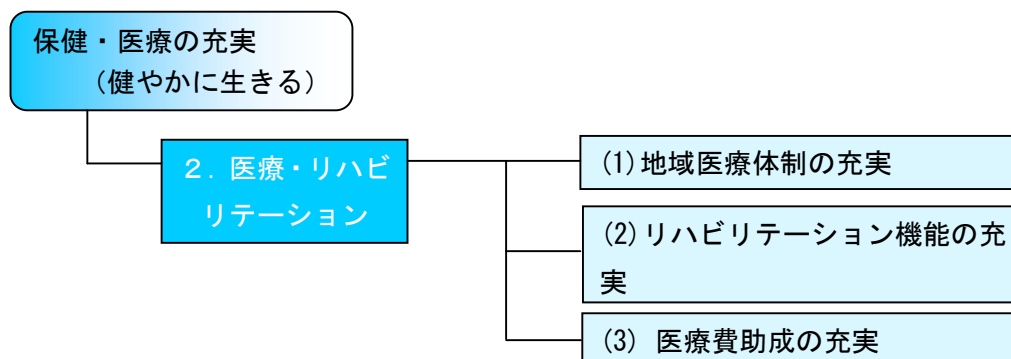
事業名	(担当課)	事業概要
①健康相談事業	保健スポーツ部 保健センター 健康支援課	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。
②健康教育事業	保健スポーツ部 保健センター 健康支援課	生活習慣病の予防、健康増進に関する正しい知識を普及し「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進を図るための事業を実施します。
③健康診査事業	保健スポーツ部 保健センター 疾病予防課 国民健康保険課	がん、脳卒中、心臓病などの早期発見・早期治療を図るとともに、単に医療を要する人の発見だけでなく、必要な人に対して栄養や運動等に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識を普及することで健康についての認識と自覚の高揚を図ります。

④訪問指導事業	保健スポーツ部 保健センター 健康支援課	心身の状況やその置かれている生活環境等から療養上の保健指導が必要であると認められる方に対し、保健師等が訪問し、本人及び家族に対し必要な指導を行い、これらの方の心身機能の低下防止と、健康の保持増進を図ります。
⑤急病医療情報案内（あんしんホットダイヤル）	保健スポーツ部 保健センター 疾病予防課	市川市民を対象に、急な病気やケガなどの際に、問合せに応じて医療機関の案内を行うほか、医師・保健師・臨床心理士等の専門職による健康・医療・メンタルヘルスなどの各種相談を年中無休で提供します。また、言語・聴覚障害等の方に対しても FAX 通信により対応します。
⑥自殺予防対策事業	保健スポーツ部 保健センター 健康支援課	自殺者の減少を図るため、こころの健康や自殺に関する正しい知識の普及、うつ病の早期発見など相談支援の充実を中心とした対策をすすめると共に、関係機関と連携し、推進体制を構築します。

## 2. 医療・リハビリテーション

### <施策の基本方針>

障害者が現在の心身機能を維持するためには医療・リハビリテーションが不可欠なことから、できるだけ身近で、そのサービスを利用することができるよう、医療関係者の障害への理解促進や専門家の育成・確保、福祉機能との連携を進めます。



(アウトカム指標)

評価指標	評価方法	目標
医療・リハビリテーションの充実	市民評価	市民評価の向上

事業名 (担当課)	①身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業	福祉部 障害者支援課 (障害者地域生活支援センター)			
事業概要	肢体不自由のある方の身体機能を維持するために、理学療法士・作業療法士が、拠点への通所や施設への巡回、戸別訪問などにより訓練・指導を行います。				
達成目標	対象者の受け入れを拡大します。				
	現況	計画 (数値目標)			
	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	40 人	60 人 (拡大) ↗	80 人 (拡大) ↗	105 人 (拡大) ↗	115 人 (拡大) ↗

事業名（担当課）	②重症心身障害者受け入れ事業（再掲）	福祉部 障害者施設課			
事業概要	松香園において、たんの吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要な重症心身障害者を専用室にて受け入れます。				
達成目標	医療的ケアが必要な重症心身障害者5名の受け入れ。				
	現況		計画（数値目標）		
	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	1人	2人 (拡大) ↗	2人 (維持) →	5人以上 (拡大) ↗	5人以上 (維持) →

（その他の事業の概要）

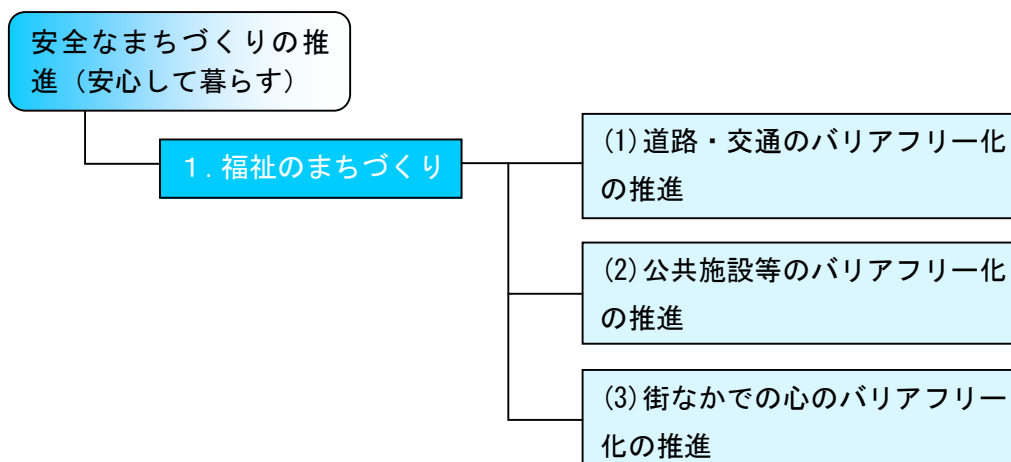
事業名	（担当課）	事業概要
①自立支援医療費給付事業	福祉部 障害者支援課	18歳以上の身体障害者手帳所持者で、腎臓の血液透析、心臓手術、免疫療法等を実施している方の医療費について、公費により医療給付を行います。
②療養介護医療費給付事業	福祉部 障害者支援課	進行性筋萎縮症者を専門の医療機関に委託して、必要な医療訓練や生活指導を行うために要する医療費について、公費により医療給付を行います。
③精神障害者入院医療費助成事業	福祉部 障害者支援課	精神障害者保健福祉手帳を所持、または申請している方に対し、入院治療にかかる医療費の一部を助成します。
④重度心身障害者医療費助成事業	福祉部 障害者支援課	身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、Aの1を所持している方等に対し、医療費の保険適用における通院、入院の自己負担分を助成します。
⑤はり・きゅう・マッサージ施術利用者への助成	福祉部 高齢者支援課	18歳以上の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持し、申請時に市民税個人非課税者の方に、はり・きゅう・マッサージ施術利用時の助成券を支給します。
⑥重症心身障害児者サポート会議（再掲）	福祉部 障害者支援課	重症心身障害児者の地域生活を支援するため、調査、制度・福祉サービスの研究及び提案等を実施します。

## 第5節 安全なまちづくりの推進（安心して暮らす）

### 1. 福祉のまちづくり

＜施策の基本方針＞

障害者が地域で暮らし、活動するための基本となる道路・交通面を中心とした連続的なバリアフリー化を計画的に推進するとともに、障害者の移動を助ける人々の意識を醸成します。



（アウトカム指標）

評価指標	評価方法	目標
バリアフリーの推進	市民評価	市民評価の向上

（重点事業の概要）

事業名（担当課）	①人にやさしい道づくり事業	道路交通部 道路建設課			
事業概要	主要駅周辺や主要な路線の歩道において、段差や急勾配の改善、路面の平坦性の確保、視覚障害者用誘導ブロックの設置などを行います。				
達成目標	歩道整備延長 2,200m（610m）				
	現況	計画（数値目標）			
	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	700m(310m)	625m(0m) (拡大) ➔	500m(300m) (拡大) ➔	500m (拡大) ➔	500m (拡大) ➔

（ ）内は特定経路の延長

(その他の事業の概要)

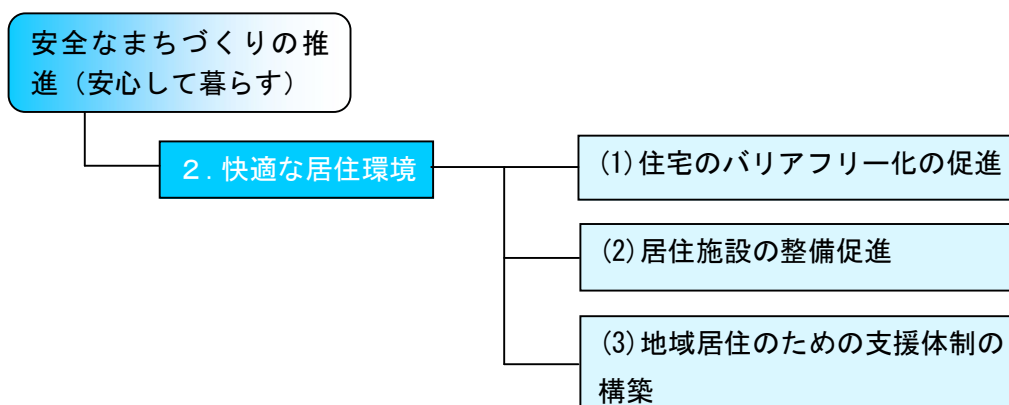
事業名	(担当課)	事業概要
①公園施設バリアフリー化の促進	水と緑の部 みどり整備課	都市公園の出入り口部分の段差解消とスロープ化や手すりの設置により、誰もが安心して利用できる公園を目指します。
②不法看板等撤去及び不法占拠物の撤去事業	道路交通部 道路管理課	まちの美観保持及び通行の安全のため、公共施設や道路付属物、電柱等に設置されている不法看板等（はり紙・はり札・立看板）及び道路上（歩道）の不法看板・のぼり旗、商品はみだし等について市内全域を巡回し撤去・指導します。
③放置自転車対策事業	道路交通部 自転車対策課	駅周辺の放置自転車対策として、歩行者の通行を確保するとともに、街の美観を維持するために駐輪場整備、街頭指導及び放置自転車の撤去などを実施します。
④千葉県福祉のまちづくり条例の推進	街づくり部 建築審査課  福祉部 障害者支援課	「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき公益的施設等不特定多数の方が利用する施設について、高齢者や障害のある人たちが安全で快適に利用できるよう、出入口や廊下の構造、エレベーターやトイレの設置等に関し、必要な整備基準を示し、公益的施設等の所有・管理者に対し、整備基準への適合努力義務を求めています。



## 2. 快適な居住環境

### <施策の基本方針>

住み慣れた地域で、誰もができる限り自立した暮らしを送れるよう、住宅改修を促進するとともに、ニーズに応じた住まいの確保を支援します。



(アウトカム指標)

評価指標	評価方法	目標
住環境バリアフリーの推進	市民評価	市民評価の向上

(その他の事業の概要)

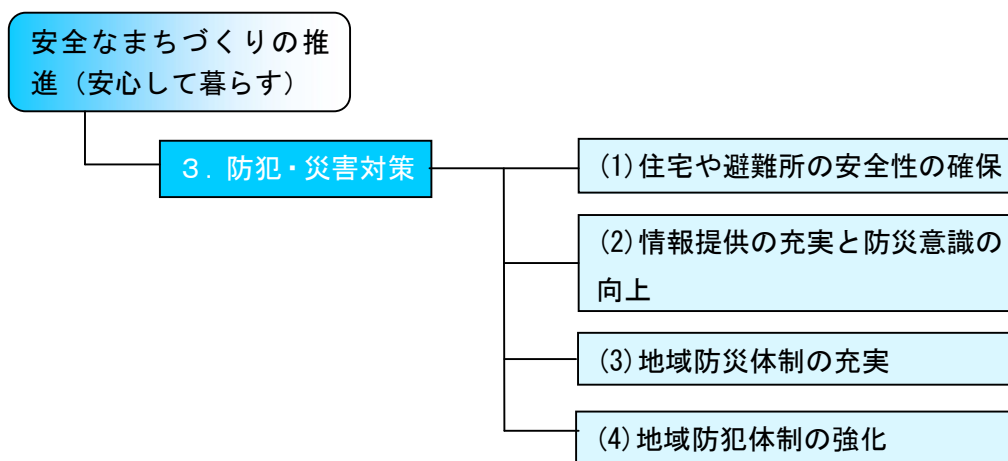
事業名	(担当課)	事業概要
① バリアフリー改修工事実施住宅の固定資産税軽減措置	財政部 固定資産税課	バリアフリー改修工事を実施する住宅の固定資産税を軽減します。(平成24年度末までに改修を実施した家屋)
② 高齢者住宅改造費助成事業	福祉部 地域福祉支援課 障害者支援課	高齢者及び障害者の自立を促すとともに介護者の負担軽減を図るため、高齢者及び障害者の身体状況に対応した住宅設備の整備(住宅改修)に要する費用の一部を助成します。
③ 市営住宅の入居優遇措置	福祉部 市営住宅課	単身入居要件の緩和、住宅困窮度算定時の加点、バリアフリー化された部屋への優先入居を実施し、高齢者及び障害者の地域での自立した生活を支援しています。
④ 市営住宅のバリアフリー化	福祉部 市営住宅課	手すりやスロープなどを設置した部屋を高齢者・障害者用の部屋として提供しています。また、一部の団地には出入り口にもスロープ、エレベーターが設置され、障害者、高齢者も安心して暮らせる団地として利用されています。

⑤民間賃貸住宅家賃等助成事業	福祉部 市営住宅課	民間賃貸住宅の取り壊し等により、他の民間賃貸住宅に転居する高齢者及び心身障害者の家賃等の差額を助成します。
⑥グループホーム等家賃助成事業	福祉部 障害者支援課	障害者の地域での自立した生活を支援することを目的に、グループホームやケアホームの入居にかかる家賃を助成することにより、負担の軽減を図ります。
⑦生活ホーム等家賃助成事業	福祉部 障害者支援課	障害者の地域での自立した生活を支援することを目的に、生活ホームの入居にかかる家賃を助成することにより、負担の軽減を図ります。

### 3. 防犯・災害対策

＜施策の基本方針＞

障害者にとっての“安全なまち”とは“安全な地域”であることから、地域単位での相互支援体制づくりや住民の自主的な活動を支援（補完）するため、必要な設備・備品等や情報システムなどの整備を計画的に進めるとともに、市役所における体制の充実を図ります。



(アウトカム指標)

評価指標	評価方法	目標
防犯・災害対策の推進	市民評価	市民評価の向上

(重点事業の概要)

<b>事業名 (担当課)</b>	①災害時要援護者支援対策事業	福祉部 高齢者支援課			
<b>事業概要</b>	災害発生時に、地域と行政が一体となって災害時要援護者への支援体制を整えるため、「名簿登録の働きかけ」や「自治会との登録者名簿取り交わし」を推進します。また、家具転倒防止器具等設置費補助金を通じて、家具転倒防止器具等の設置も推進して参ります。				
<b>達成目標</b>	地域住民との相互協力により、登録者を円滑に避難させるため、登録者名簿の取り交わしを自治会と行いますが、本計画においては障害者を含む登録者名簿の取り交わし自治会数を指標とします。				
	<b>現況</b>	<b>計画 (数値目標)</b>			
	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	100 自治会	108 自治会 (拡大) ➔	126 自治会 (拡大) ➔	144 自治体 (拡大) ➔	162 自治会 (拡大) ➔

事業名（担当課）	②福祉避難所	福祉部 障害者支援課			
事業概要	介護等の専門性の高いサービスを必要とし、一般的な避難所では生活が困難な災害時要援護者を支援するため、高齢者や障害者等、要援護者それぞれの特性に配慮した福祉避難所の整備を行います。				
達成目標	福祉避難所として機能する施設を7か所指定。				
	現況	計画（数値目標）			
	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	素案の検討	3か所 (新規) ↗	5か所 (拡大) ↗	7か所 (拡大) ↗	7か所 (維持) →

（その他の事業の概要）

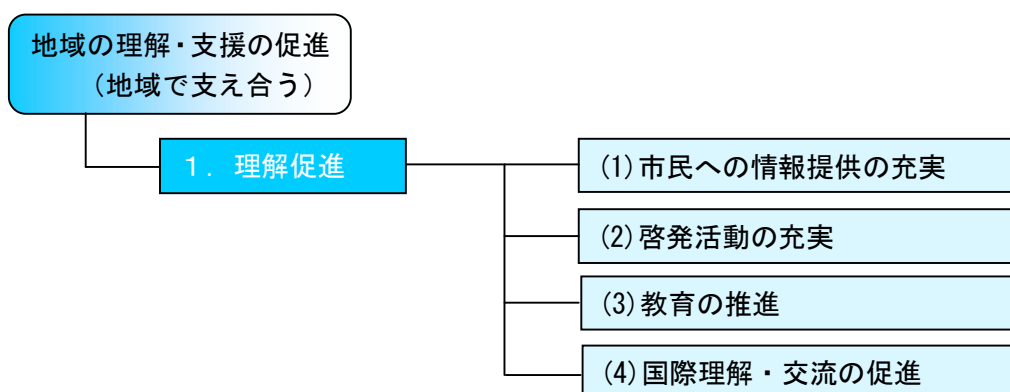
事業名	（担当課）	事業概要
①あんしん電話設置等見守り支援事業	福祉部 障害者支援課	緊急通報システム（あんしん電話）を設置している身体障害者手帳1・2級を所持している方が、夜間（22～6時）、急病等により一時的に支援が必要となった場合に、あんしん電話によって支援員を派遣します。
②耐震診断・改修助成事業	街づくり部 建築指導課	現行の耐震基準に満たない市内既存民間建築物に対し、耐震化促進を計画的に啓発・指導するとともに、耐震診断及び耐震改修に要する費用の一部を助成して耐震化を促進します。
③緊急通報装置設置等事業	福祉部 地域福祉支援課	65歳以上の高齢者及び身体障害者手帳1・2級のみの方、市川市あんしん電話受信センターに通報できる緊急通報装置を設置するときに、新規設置に要する費用を助成します。
④FAXによる119番受信体制	消防局 指令課	言語・聴覚障害のある方が緊急時に119番通報を利用できるように、FAXによる通報を受信します。
⑤障害者施設等での消防訓練	消防局 予防課	障害者施設や特別支援学校からの要請に応じ、施設等において消防訓練（消火・通報・避難）を実施します。
⑥青色防犯パトロール推進事業	総務部 防犯課	警察官OB等により、専用の4台の青色防犯パトロールで日中から深夜帯までの防犯パトロールを実施するとともに、不審者等の事案に対しては、要請に応じ巡回強化を実施します。また、公用車・協力民間団体に対し、必要物品の供与等の各種支援と協力民間団体の拡充を推進します。
⑦防犯対策事業	総務部 防犯課	自主防犯活動を行っている自治会等に対し、防犯物品等の供与やボランティアパトロールの協力者の拡充を図るとともに、街頭防犯カメラ維持管理や出前防犯講座などを行い、市民の体感治安の改善や犯罪の抑止に努めます。

## 第6節 地域の理解・支援の促進（地域で支え合う）

### 1. 理解促進

＜施策の基本方針＞

障害者の実態について、できる限り多くの機会を通じて正確な情報を伝えるとともに、こどもの頃から正しい理解を育む教育を進めます。



（アウトカム指標）

評価指標	評価方法	目標
地域の理解促進	市民評価	市民評価の向上

（重点事業の概要）

事業名（担当課）	①「障害者週間」行事の充実		福祉部 障害者支援課		
事業概要	障害者に対する市民の理解を促進し、障害者の社会参加をアピールすることを目的として、関係団体との協力のもと、障害者週間にあわせ、講演会の実施や、市内の民間・公立各施設の日頃の活動等をパネル展示で紹介するとともに、製作品を展示、販売促進します。				
達成目標	多様なイベントを連動させて実施する				
	現況		計画（数値目標）		
	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	5種類	5種類 (維持)	5種類 (維持)	5種類 (維持)	5種類 (維持)
		→	→	→	→

事業名（担当課）	②市新規採用職員に対する研修	総務部 人事課（人材育成担当室） 福祉部 障害者支援課			
事業概要	市の新規採用職員に対する研修において、障害に関する理解を深めるためのカリキュラムを設けます。				
達成目標	新規採用職員研修において1回以上実施する				
	現況	計画（数値目標）			
	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	—	1回 （新規） →	1回 （維持） →	1回 （維持） →	1回 （維持） →

事業名（担当課）	③市職員に対する研修・啓発	福祉部 障害者支援課			
事業概要	市の全職員を対象とした、障害に関する理解を深めるための研修、啓発事業を実施します。				
達成目標	年間1回以上実施する				
	現況	計画（数値目標）			
	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	2回	2回 （維持） →	2回 （維持） →	2回 （維持） →	2回 （維持） →

事業名（担当課）	④精神障害に関する講座・講演会等開催事業（再掲）	福祉部 障害者支援課 （南八幡メンタルサポートセンター）			
事業概要	当事者や家族への相談支援の一環として障害への正しい理解を深めてもらうため、障害者福祉に関する講座及び講演会などを開催します。				
達成目標	年1回以上、講座や講演会等を実施				
	現況	計画（数値目標）			
	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	4回	4回 （維持） →	4回 （維持） →	4回 （維持） →	4回 （維持） →

事業名（担当課）	⑤講演会・研修会の開催（再掲）	福祉部 障害者支援課 （障害者地域生活支援センター）			
事業概要	理解が進んでいないとされる障害や、普及啓発が望まれる制度や支援方法等に関して、講演会や研修会を企画・広報してこれを実施します。				
達成目標	年1回以上、講演会や研修会等を実施				
	現況	計画（数値目標）			
	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	3回	3回 （維持） →	3回 （維持） →	3回 （維持） →	3回 （維持） →

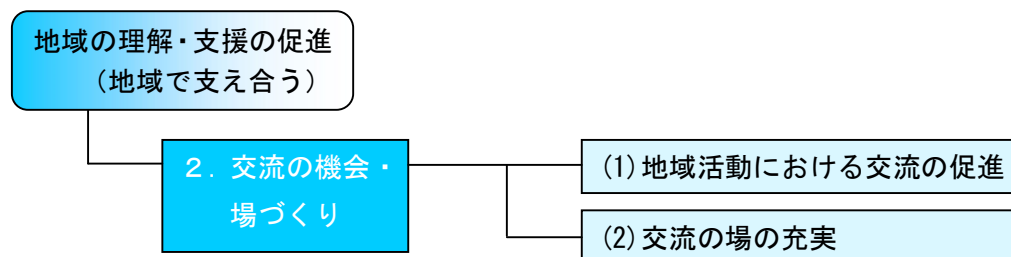
（その他の事業の概要）

事業名	（担当課）	事業概要
①福祉教育の推進	学校教育部 指導課	児童生徒が高齢者や障害のある方などと触れ合い、その問題を自分のこととして受け止め、解決する方法を導き出す「共に生きる力」を育てることを目的に福祉教育を推進します。
②地域啓発活動	こども部 発達支援課	シンポジウムの開催やガイドブック等の作成、配布を通じて、発達障害児等についての市民の理解を深めていきます。

## 2. 交流の機会・場づくり

### <施策の基本方針>

支援する人と支援を受ける人という関係から自由になり、互いが一人の人として理解できるよう、あらゆる場面を通じて、当事者の情報発信や直接のふれあいの機会づくりを促進するとともに、障害者との交流の場が地域づくりの核の一つになるような環境づくりを進めます。



(アウトカム指標)

評価指標	評価方法	目標
地域との交流促進	市民評価	市民評価の向上

(その他の事業の概要)

事業名	(担当課)	事業概要
① 地域ケアシステム推進事業	福祉部 地域福祉支援課	地域ケアシステムは、市内 14 の「地区社会福祉協議会」が活動主体となり、地域住民や団体、市川市社会福祉協議会と行政が協働し、「支え合い・助け合いの地域づくり」のためのさまざまな取り組みを実践しています。重要な取り組みの一つとして、地域の課題を話し合う「地域ケア推進連絡会」が地区ごとに開催されており、こうした会議に障害者団体が参加することで、障害者と地域との交流の機会が増大し、地域の理解・支援が促進されることが期待されます。
② 障害者の自己表現活動支援事業	福祉部 障害者施設課	自宅で絵画や陶芸などの自己表現活動を行っている障害者に対し、活動場所の提供等の支援を行うとともに、障害者の自己表現活動を活発化させるため、公立施設における施設概要やパンフレット等の表紙や挿絵に、障害者の描いた作品を採用します。
③ 障害者福祉施設を活用した地域交流事業	福祉部 障害者施設課	地域の行事への参加やボランティアの受け入れなどのほか、日々の活動を通して地域の方々との交流を深め、地域に開かれた施設運営を目指すとともに、障害者に対する理解を深めます。
④ 地域コミュニティゾーン整備事業 (障害者施設) (再掲)	福祉部 障害者施設課	石垣場・東浜地区地域コミュニティゾーン整備計画に基づき、知的障害者・身体障害者・精神障害者を対象とする通所サービスを提供する障害者施設を建設します。

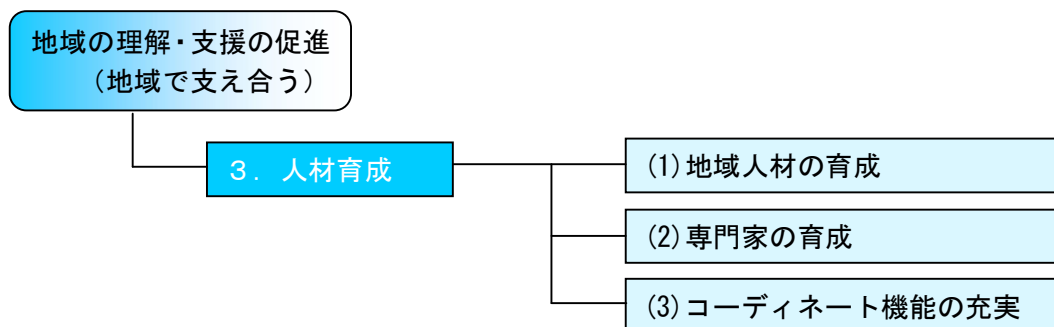


⑤もちつき大会 (再掲)	福祉部 障害者施設課	通所施設(事業所)に通う障害者を対象に、毎年12月にもちつき大会を開催し、地域との交流を図ります。
⑥トリムバレーボール大会(再掲)	福祉部 障害者施設課	通常のボールより大きくて、軽いトリムボールを使ったバレーボール大会を年2回、開催します。楽しみながら健康の維持、増進を図るとともに、参加者間の交流も深めます。
⑦南八幡メンタルサポートセンター 地域交流事業	福祉部 障害者支援課 (南八幡メンタルサポートセンター)	南八幡メンタルサポートセンターを利用する方が、市民まつりをはじめとする地域の祭りや、地域の方を交えての麻雀大会に参加することにより、地域との交流を図ります。
⑧健常児と障害児の交流事業	こども部 子育て支援課 (中央こども館)	障害及び障害者への理解を促進することを目的に、こども館を障害児・健常児ともに遊べる場とします。具体的には、「みんなあつまれ！わくわくタイム」(市川こども館にて実施)や障害者関係機関の利用や協力などを継続するとともに、障害児と関わりの深い関係機関へのこども館周知を徹底し、より一層の障害児の受け入れと交流の促進を図ります。

### 3. 人材育成

#### <施策の基本方針>

障害者の地域での生活を支える人材として、地域におけるボランティアの育成を進め、専門家・専門機関の充実を促進するとともに、地域の人材と専門家をつなぐコーディネート機能の充実に努めます。



(アウトカム指標)

評価指標	評価方法	目標
人材育成	市民評価	市民評価の向上

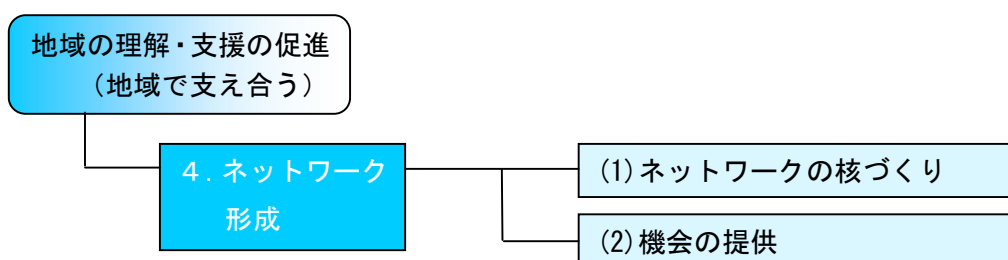
(その他の事業の概要)

事業名	(担当課)	事業概要
①夏休み体験ボランティア実施事業	企画部 ボランティア・NPO課	ボランティアや NPO など市民活動への理解の促進や参加啓発を目的に、ボランティア活動体験型の啓発事業を行います。
②社会福祉事業（地域福祉活動推進事業）	福祉部 地域福祉支援課	地域資源の育成・活性化を目的に、地域福祉推進を図るために実施する各種ボランティア講座及び啓発広報紙の発刊に対して補助金を交付します。また民生委員児童委員活動事業、保護司活動事業、福祉団体助成事業、ボランティアセンター運営事業等に対して補助金を交付します。
③市民活動団体支援制度運営事業	企画部 ボランティア・NPO課	個人市民税納税者が自ら選んだ市民活動団体を、市へ届出することにより、その納税額の1%相当額が、市から団体へ補助金として交付される制度で、市民活動団体の育成及び活動の活性化を図ります。地域ポイントを持っている方も団体選択の届出ができます。

## 4. ネットワーク形成

### <施策の基本方針>

障害者が日常生活の中で関わる、できるだけ多くの組織や人がつながり、地域での自立を支援する共生のためのネットワークづくりを促進します。



(アウトカム指標)

評価指標	評価方法	目標
ネットワーク形成	市民評価	市民評価の向上

(重点事業の概要)

事業名 (担当課)	①障害者団体連絡会運営支援事業	福祉部 障害者支援課			
事業概要	各障害者団体による意見交換や、共同の取り組みを通してネットワークづくりを促進します。				
達成目標	毎年4回の開催				
	現況	計画 (数値目標)			
	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	4回	4回 (維持) →	4回 (維持) →	4回 (維持) →	4回 (維持) →

(その他の事業の概要)

事業名	(担当課)	事業概要
①支援者のネットワーク支援	福祉部 障害者支援課	地域の支援者相互のさまざまなネットワークにおいて、場所を提供したり、連絡調整をはかるなど、その活動や連携の拡充を支援します。

---

**第3期**  
**市川市障害福祉計画**

(平成24～26年度)

---

**(素案)**



## 《目 次》

I 計画の改定にあたって	1
1 第3期障害福祉計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 新体系サービスの利用状況(現況)と市川市における今後の課題	5
II 計画の基本的な考え方	14
1 計画の目的と期間	14
2 基本的理念	15
III 重点的な取り組み	16
1 相談支援の利用のしやすさの向上	18
2 就労支援体制の強化と多様な就労の促進	20
3 「地域で暮らす」ことへのサービス提供体制の確保	22
4 長期入院から地域生活への移行促進	24
IV 個別サービスの見込量と方策	26
1 障害福祉サービス及び相談支援	27
2 地域生活支援事業	38
V 計画推進のために	50



## I 計画の改定にあたって

### 1 第3期障害福祉計画策定の背景と趣旨

市川市では、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、すべての市民の人権が尊重され、地域社会でいきいきと暮らしていけるよう、「自立・参加・共生」を理念とした従来の計画である「市川市障害者施策長期計画」を改定し、平成20年3月に「市川市障害者計画」（平成20～29年度）を策定しました。

この計画では、近年の新しい制度や枠組みへの対応はもとより、新たな課題への取り組みを進めるために、これまでの計画理念を普遍的なものとして引き継ぎながら、本市の将来像を「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」と定め、3つの基本目標のもと、6つの施策推進の方向に沿って施策や事業を計画的に推進していくこととしています。

一方、障害者自立支援法に基づき、平成18年度より3年間ごとに策定した第1期および第2期市川市障害福祉計画は、「市川市障害者計画(基本計画)」における様々な分野の中でも、特に生活支援分野における実施計画という位置づけから、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などの提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的に、必要なサービス量を見込み、これを確保するための方策を定めた計画となっています。

第1期および第2期計画では、国の定めた基本的な指針に基づき、障害者の生活支援の基盤整備に関わる部分について、各年度におけるサービス量等を見込み、現行の施設・事業が新体系への移行を完了する平成23年度に向け数値目標を明らかにし、必要なサービスがすべての障害者に提供されるようサービス量の確保に努めてきました。

この間、政府は障害者自立支援法の廃止を明言した上で、それに代わる新たな「障害者総合福祉法（仮称）」の創設に向け、内閣府に「障がい者制度改革推進本部」のもと「障がい者制度改革推進会議」及びその作業部会として「総合福祉部会」を設置して、障害者福祉施策の見直しを進めています。

また、障害者自立支援法の一部改正として平成24年度より本格施行となる「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（いわゆる



「つなぎ法」)の成立に伴い、利用者負担や障害者の範囲の見直し、相談支援の充実等、障害福祉サービスの枠組みが見直されることとなりました。

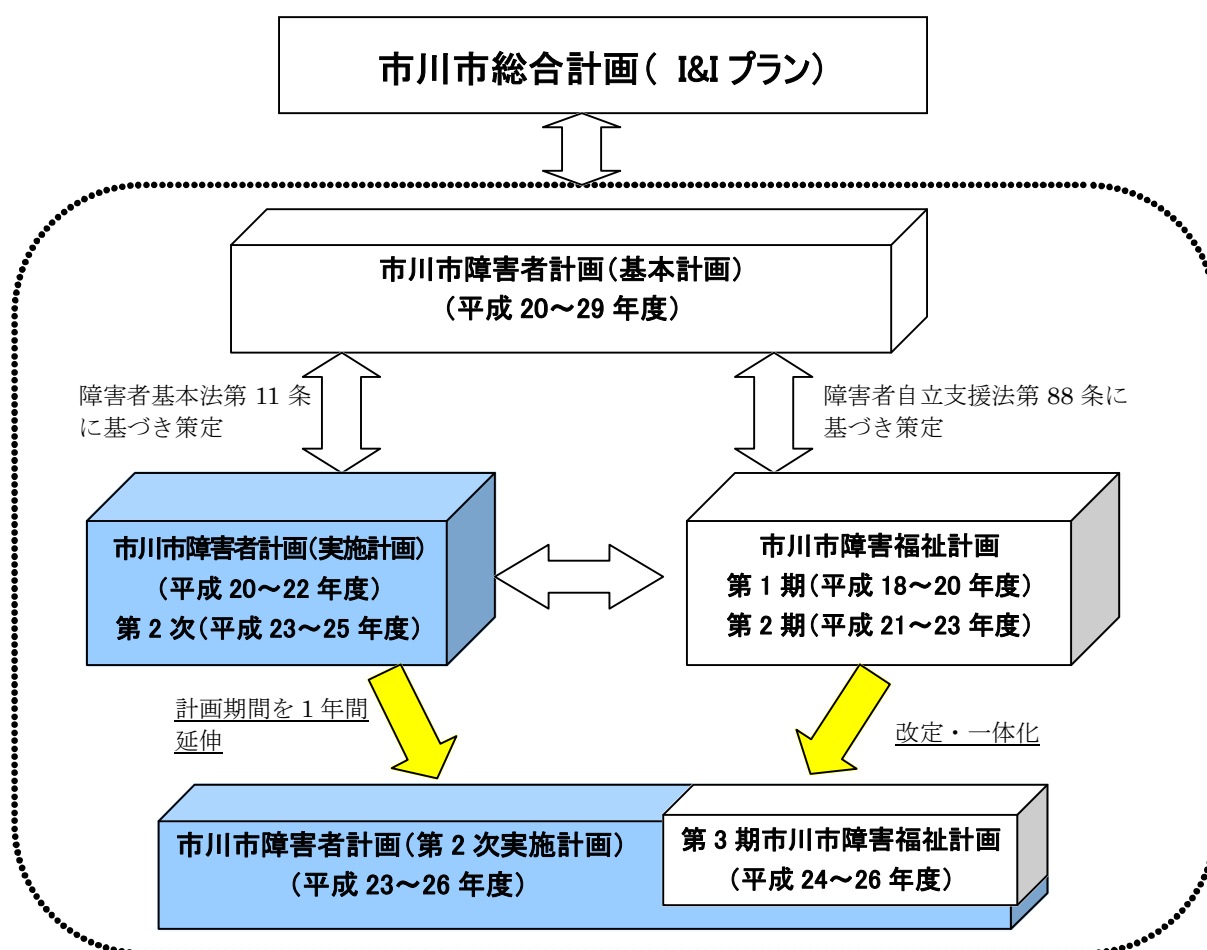
さらに、障害者の定義の見直しや、地域社会における共生、差別の禁止、合理的配慮などを新たに盛り込んだ障害者基本法の一部改正や、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(いわゆる「障害者虐待防止法」)の成立など、法改正の動向を踏まえ、これまでの障害福祉計画の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理しつつ、サービス基盤整備へのさらなる取り組みを着実に推進するため、上位計画である「市川市障害者計画」との整合を図りながら、平成26年度を目標とした計画の改定を行うものです。

## 2 計画の位置づけ

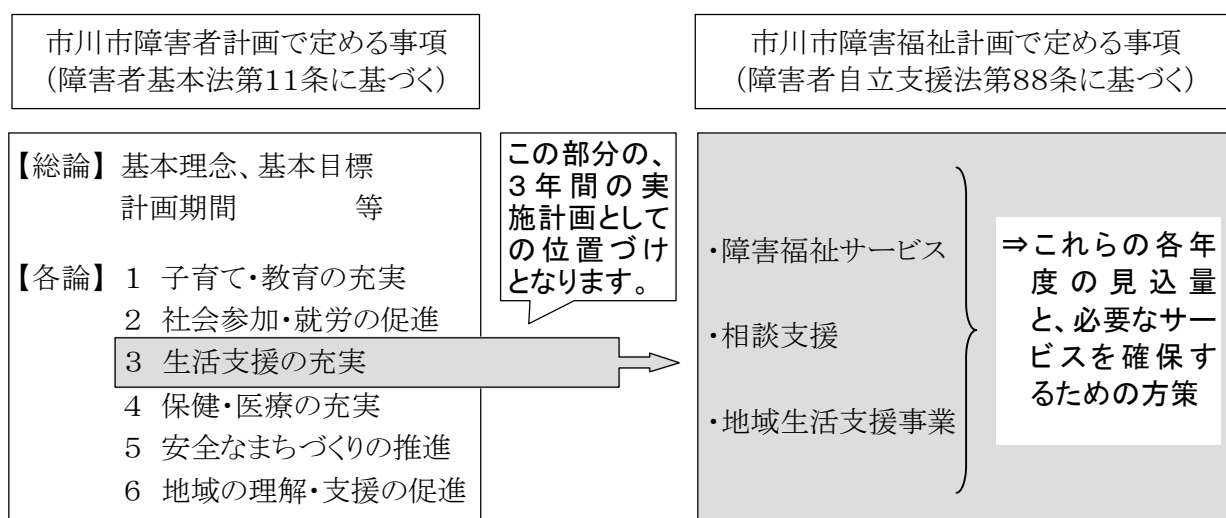
### (1) 法における位置づけ及び他計画との関係からみた位置づけ

この計画の位置づけは、次のとおりです。

- この計画は、障害者自立支援法第88条に基づき策定を義務づけられた法定計画であり、障害福祉サービス等の確保に関する計画となります。
- この計画は、市の最も基本となる計画である「市川市総合計画（I&Iプラン）」の部門別計画として位置づけられた「市川市障害者計画（基本計画）」に関する実施計画の一部となります。なお、本計画の策定に合わせて、障害者計画（第2次実施計画）の計画期間を1年間延伸して平成23～26年度とするとともに、両計画を一体化して、市民にとって分かりやすい構成とします。
- この計画に関連する計画としては、「市川市地域福祉計画」をはじめ、高齢者や子ども、保健施策分野の計画等があり、これらの計画との整合性を図るものとします。



## ■障害者基本法に定める障害者計画との関係



### (2) 計画策定の留意点

計画策定にあたっては、法改正の動向等を踏まえ、以下の点に留意するものとします。

- 障害者自立支援法の一部改正に伴い、相談支援の見直しや同行援護の創設、障害児支援の見直しなど、サービスの枠組みが改定されることとなり、本計画においてもその内容を反映する必要があります。
- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（いわゆる「障害者虐待防止法」）により、平成24年10月より市町村において設置することとされている「市町村障害者虐待防止センター」と、本計画における相談支援体制との関係や位置づけを整理する必要があります。
- 現在、国において検討が進められている「障害者総合福祉法（仮称）」は、平成24年度の成立、平成25年8月までの実施を目指しており、この法が成立した場合には、計画期間中に計画を見直すこととなる可能性があります。
- 数値目標の考え方は、国の基本指針を踏まえることとなりますが、現状把握・分析に基づいて必要な時点修正を行うとともに、障害者のニーズに対応したサービス量を見込むことが必要です。ただし、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（以下、「退院可能精神障害者」という。）数及び減少目標値については、社会的入院の解消に向けての客観的な指標としてどのようなものが適切か、国において検討が進められているところであり、決まり次第示されることとなっています。

### 3 新体系サービスの利用状況(現況)と市川市における今後の課題

#### (1) 新体系サービスの利用状況(現況)

第2期計画における新体系サービスの利用状況、計画と実績は次に示すとおりです。

#### ■計画の達成状況 (実績/計画)

#### <障害福祉サービス>

事業名		計画量		実績量		参考 見込量	単位
		21年度	22年度	21年度	22年度	23年度	
訪問系	居宅介護	7,620	9,214	5,034	6,384	11,124	時間/月
		309	352	214	259	400	実人/月
	重度訪問介護	452	452	2,721	2,193	452	時間/月
		1	1	6	9	1	実人/月
	行動援護	0	0	0	0	0	時間/月
		0	0	0	0	0	実人/月
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	時間/月	
	0	0	0	0	0	実人/月	
日中活動系	生活介護	8,740	9,160	6,055	8,193	10,320	延人日/月
		437	458	327	423	516	実人/月
	自立訓練(機能訓練)	140	140	36	0	140	延人日/月
		7	7	1	0	7	実人/月
	自立訓練(生活訓練)	1,155	1,200	463	675	1,335	延人日/月
		77	80	36	50	89	実人/月
	就労移行支援	945	1,170	910	1,030	1,215	延人日/月
		63	78	55	57	81	実人/月
	就労継続支援A型(雇用型)	30	45	22	190	60	延人日/月
		2	3	1	11	4	実人/月
	就労継続支援B型(非雇用型)	4,086	4,266	3,143	3,774	5,004	延人日/月
		227	237	219	238	278	実人/月
	療養介護	122	122	150	180	395	延人日/月
		4	4	5	6	13	実人/月
児童デイサービス	1,072	1,248	894	958	1,248	延人日/月	
	171	199	152	167	199	実人/月	
短期入所	728	819	596	466	936	延人日/月	
	56	63	42	40	72	実人/月	
居住系	施設入所支援	134	141	65	92	206	実人/月
	共同生活介護	67	82	65	87	101	実人/月
	共同生活援助	31	38	16	17	47	実人/月

相談支援	68	71	41	52	74	実人/月
------	----	----	----	----	----	------

<地域生活支援事業>

事業名		計画量		実績量		参考 見込量	単位
		21年度	22年度	21年度	22年度	23年度	
(1) 相談支援事業	① 相談支援事業	4	4	4	4	4	箇所
	イ 地域自立支援協議会	1	1	1	1	1	箇所
	② 市町村相談支援機能強化事業	1	1	1	1	1	箇所
	③ 住宅入居等支援事業	1	1	1	1	1	箇所
	④ 成年後見制度利用支援事業	1	1	1	1	1	箇所
シ ョ ン 支 援 事 業	① 手話通訳者派遣事業	4,522	5,029	4,081	4,459	5,594	延利用人/年
	② 要約筆記者派遣事業	105	109	89	94	113	実利用人/年
	③ 手話通訳者設置事業	2	2	2	2	2	設置人数
(3) 日常生活用具給付等事業	① 介護訓練支援用具	21	21	25	29	21	延給付件/年
	② 自立生活支援用具	190	212	63	92	234	延給付件/年
	③ 在宅療養等支援用具	39	39	32	39	39	延給付件/年
	④ 情報・意思疎通支援用具	381	438	82	83	495	延給付件/年
	⑤ 排泄管理支援用具	1,653	1,703	1,537	5,599	1,753	延給付件/年
	⑥ 住宅改修費	8	8	8	7	8	延給付件/年
(4) 移動支援事業		60	68	40	53	72	箇所
		1,149	1,388	480	520	1,676	実人/年
		73,220	88,441	57,233	77,972	106,827	延利用時間/年
(5) 地域活動支援センター事業	① I型	1	1	1	1	1	箇所
		20	20	17	17	20	平均実利用人/日
	② II型	1	1	1	1	1	箇所
		17	17	17	17	17	平均実利用人/日
	③ III型	6	6	2	7	8	箇所
		85	86	30	50	117	平均実利用人/日

## (2) 平成22年度までの事業実績からみた課題

### ○障害福祉サービス

「訪問系サービス」については、増加傾向にあり、今後の需要の拡大に向けてヘルパー等の人材育成・確保が必要です。また、相談支援との連携やバックアップがないまま、ヘルパー事業所が利用者の相談に対応し、負担となっている実態があります。

そのため、地域自立支援協議会や、居宅支援連絡会などの場を活用して、相談支援体制との連携を強化していく必要があります。

「日中活動系サービス」については、生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型は概ね見込み通りの実績を示していますが、自立訓練（機能訓練）と就労継続支援A型は、いまだに市内にサービス提供事業者がなく、市外のサービス利用による実績となっています。

特に、就労継続支援A型については、計画策定時にサービス供給に対する現実的な見込みが得られなかったことや、一般就労への移行をより重点化する観点から、見込量を低く設定した経緯がありますが、その後近隣市において事業が開始され、利用者が出てきていることもあり、見直しを求める意見もあります。

就労継続支援B型を中心とする福祉的就労の場においては、受注業務の効率的な提供体制が求められています。

一般就労への移行にあたっては、アフターケア体制や、生活上の課題のある利用者への支援が課題となっています。

自立訓練（生活訓練）は、精神障害者に対する訪問を中心としたサービス提供のニーズが高く、実績が伸びにくい傾向にありますが、就労系事業や生活介護など、他の日中活動系事業への橋渡しとしても重要な役割を果たしています。

児童デイサービスは、利用者一人あたりの利用日数が約5日と限られており、ニーズに対応しきれていないのが現状です。

短期入所は市内や近隣に事業者が少なく、遠方の事業所を利用している実態があります。

また、日中活動系サービスにいったんつながった後に利用を中断する方に対するフォローが十分に行き届かない実態があり、相談支援のあり方を含めた連携が課題となっています。

「居住系サービス」のうち、施設入所支援については、旧体系の入所施設が新体系への移行を最終年度（平成23年度）に予定しているところが多く、平成22年度の数値上の実績に表われていない旧体系施設入所者が100人以上います。

グループホーム・ケアホームについては、消防法施行令の改正により社会福祉施設と位置づけられたことで、建築基準法上の用途変更を求められると認可が受けられない場合もあり、新規開設のハードルになっています。また、ホームの数が限ら

れている中で、緊急性の高い障害者から優先的に入居できるような、公平な仕組みが求められています。

#### ○相談支援

指定相談支援事業の「サービス利用計画作成費」の実績は増加傾向にありますが、計画作成がサービスの支給決定後となっていることや、対象者が限定されていること、事務手続きが煩雑なことなどから、低い実績にとどまっています。

#### ○地域生活支援事業

「相談支援事業」については、平成21年度より基幹型支援センター「えくる」を開設し、積極的な訪問を中心とした相談支援や、夜間・休日の対応、居住サポートなどを実施しています。市直営の相談支援機関3か所（市役所障害者支援課・障害者地域生活支援センター・南八幡メンタルサポートセンター）及び「えくる」の4か所による体制と、中核地域生活支援センター「がじゅまる」や民間の指定相談支援事業者を含めた総合的な相談支援体制の整備を進めています。

これまでの取り組みの中で困難事例への対応、日中活動系事業との連携（特に利用中断や就労系事業所）、権利擁護（成年後見）への対応などが課題となっています。

また、地域自立支援協議会においては、障害者本人からの意見をどのように議論に反映させるかが課題となっています。

「コミュニケーション支援事業」については、手話通訳について、派遣事業と設置窓口が分離しており、改善を求められていましたが、平成23年度より市役所障害者支援課に一体化しました。また、手話通訳や要約筆記については養成に時間がかかることから担い手が不足しています。

「移動支援事業」については、実人員は見込量に比較して実績が少ないものの、増加傾向にあります。延利用時間は大幅に増加し、一人当たりの利用時間が増えています。しかしながら、事業所のマンパワーが慢性的に不足していることが課題となっています。

「地域活動支援センター」については、小規模作業所等の、地域活動支援センターⅢ型事業への移行が平成23年度において完了しますが、移行後の事業水準の確保、向上が課題です。

### (3) 市川市地域自立支援協議会からの意見

第3期障害福祉計画の策定に向けて、市川市地域自立支援協議会から提出された意見は、以下の通りです。

#### ○相談支援部会からの意見

「市民にとって相談窓口が分かりにくい」

「市直営の3つの窓口が初期相談に十分対応しきれていない」

「行政（の責任）と民間（の専門性）の役割分担が不明確になっている」

「日中活動系サービスの利用中断者や、定型的なサービスに結びつかない方への対応が必要」

「障害者虐待防止法への対応とともに、自立支援法改正に伴う「基幹型支援センター」や成年後見利用支援との整理、計画相談支援の対象拡大への対応が必要」

「ライフステージを通じた一貫した相談体制の整備にどのように取り組むか」といった課題認識に対する提案として、

「市役所障害者支援課や障害者地域生活支援センターの機能を分割して、指定相談支援事業者に委託していく（市職員は、相談業務に対してはスーパーバイザーとして、また相談チームのコーディネーターとして位置づけられる）」（提案モデルA）から「地域包括支援センターに相談窓口を設置して身近な相談窓口を整備するとともに、高齢者部門との連携を強化する」（提案モデルB）への段階的移行による相談支援体制全体の構築をはかるモデルが提案されました。

#### ○就労支援部会からの意見

一般就労の推進に関して「就労を希望する方の多くが生活上の課題も併せもっており、就労支援機関だけでは対応しきれない」という課題があり、相談支援部会に就労支援センター「アクセス」が参加して課題を共有するとともに、「就労支援担当者会議」において具体的な事例を集約して整理をはかり、就労支援部会において解決の方向性を検討することとしています。

また、福祉的就労の充実については、就労支援部会のワーキングチームである「福祉的就労担当者会議」を中心とした企業からの業務受注の推進は一定の成果をあげていますが、地域の事業所に周知が不十分なことから、事業所との意見交換会を行い、地域のニーズに合った仕組みの構築を進めることとしています。

#### ○生活支援部会からの意見

生活支援部会からは、以下の点について課題認識と提案が示されました。

移動支援について、現状では利用できない部分（通学・通所など）にニーズが高



く、グループ型や車両移送型などを含めた検討を、官民協働の検討委員会を設置して進めること。

短期宿泊、一時預かり、宿泊体験などの「泊まれる場」へのニーズが高い一方、現行制度では施設基準や運営費などの課題があるため、有志でプロジェクトチームをつくり、個別の取り組みから事業モデルを構築していくこと。

支援スタッフの不足に対し、短時間の見守りや一時的な付き添いなどに、地域人材（職員や有資格者でない地域住民による担い手）の確保をはかっていくこと。

重症心身障害者（児）のケア体制（医療的ケアを含む）が未整備なことから、試行事業を通じて、検証・新たな事業の検討を進めること。

#### （４）障害者団体連絡会からの意見

第３期障害福祉計画の策定に向けて、当事者ヒアリングとして開催した「障害者団体連絡会（仮称）準備会」において、市内の各障害者団体から提出された意見は、以下の通りです。

##### ○相談支援に関する意見

障害の軽度な人や知的障害のない自閉症の人などは支援を受けにくい（説明を受ける機会がない、どんなサービスがあるか、サービスの対象になるか分からない）。

もとの障害は軽くても二次障害によって生きづらさが大きいことがあるので配慮して欲しい。

本人はもちろん、家族に対する支援（特に精神的ケア）を充実して欲しい。

家族がケアマネをしているが、高齢化や本人主体を考え、ケアマネを増やして欲しい。指定相談支援は誰でも利用できるようにして欲しい。

虐待防止への取り組み、成年後見制度の活用に向けた取り組みも推進をして欲しい。

##### ○訪問系サービスに対する意見

障害特性に応じたヘルパーが必要。例えば手話のできるヘルパーなど。また、そういうヘルパーのいる事業所に関する情報が欲しい。

自宅での暮らしや、一人暮らしを望む方への居宅介護・見守り・市民サービス系への支援・ケアマネの存在など、支援の仕組みづくりが必要。

##### ○日中活動の場・居場所に関する意見

作業所の工賃が月１万円に満たないのは低すぎる。

地域活動支援センターなどの利用中断がある。孤独の問題に取り組んで欲しい。

作業所の利用者や就職者、チャレンジドオフィスなどについて障害種別の利用率を明らかにして、偏りのないようにしてほしい。

震災対応のため、24時間体制の居場所（明かりのついた）を設けてほしい。例えば地域活動支援センターを活用するなど。

#### ○一時預かり・短期入所に関する意見

市内に短期入所の方が少ない。また医療的ケアを受けられる場がない。

小学校6年までは保育クラブに在籍できるようにしてほしい。

作業所等の終わったあと、アフター5の支援（グループや活動など）を充実してほしい。

短期入所の方が、単独で必要。家族や本人の緊急時に、そこから送迎をつけて日中活動に通えるようにしてほしい。

グループホームや、ケアホームでショートステイが使えるようにしてほしい。

ユニット式の入所施設でショートステイが使えるようにしてほしい。

移動支援・日中一時支援・レスパイトの場の拡充。人材増が望まれる。

児童デイを利用してきた方から、サークル的なサービス（生涯学習）を望む声がある。

#### ○居住系サービス・住まいに関する意見

視覚障害者が入れるグループホーム・ケアホームが無い。

生活体験の場が必要。本人・家族・支援者みなで体験できるようにしてほしい。

ケアホームは、365日体制がとれないと安心して利用しづらい。

グループホーム・ケアホームは国の基準では運営が厳しい。市独自の支援策・仕組みを早急に検討し、拡充に向けて進んでほしい。

重症心身障害者施設は常に満床となっており、待機者が非常に多い。

#### ○移動支援サービスに関する意見

「身体介護なし」だと単価が安く、ヘルパーをお願いしにくい。

自宅・ケアホーム・生活体験の場・短期入所などからの移動保障の仕組みを早急に検討してほしい。

視覚ガイドヘルパーの人数を増やしてほしい。車での移動を認めてもらいたい。一人で2人ガイドしてほしい。旅行での利用も認めてほしい。

視覚ガイドヘルパーの時間数が月50時間では足りない。

○コミュニケーション支援に関する意見

要約筆記を広めて欲しい。市の施設は全て要約筆記が派遣できるようにして欲しい。

失語症会話パートナー制度の確立と、会話パートナー養成をして欲しい。

○日常生活用具に関する意見

視覚障害者用のパソコンなど、耐用年数を現実に合わせて見直して欲しい。

○自主的活動への支援に関する意見

外出行事には、バスを優先的に借りられるようにして欲しい。

会議や活動にあたって、会場を優先的に借りられるようにして欲しい。

会場に弁当を持ち込めるようにして欲しい。

サークル活動でとれる時間が短い。障害者の枠を作って欲しい。

障害者会館を作って欲しい。

○その他の意見

一人暮らしの障害者に配食サービスをして欲しい。

人材育成、支援者の資質・支援技術の向上を。障害特性の理解、福祉と地域を知る、心理の知識と根本的な人権感覚など。常に研修・振り返りをして欲しい。

医療的ケアにおけるスタッフの質も大切である。

医療・警察・交通・消費生活・教育などとの連携も視野に入れて欲しい。

訪問入浴は自宅では狭いので、どこかに場所を借りてできないか。

40歳以降もリハビリ訓練を受けられるようにして欲しい。

精神科病院からの地域移行を進めて欲しい。

自治会と障害者団体とが関係を作れるようにして欲しい。

## (5) 第3期障害福祉計画策定にあたっての課題

以上を踏まえ、第3期障害福祉計画策定にあたっての課題を以下のように整理し、重点的な取り組みを進めます。

### ①相談支援の利用のしやすさの向上

市直営の相談支援・基幹型支援センター「えくる」・指定相談支援事業所による、市全体としての相談支援体制の整備はまだ途上にあり、公・民の役割分担や連携体制の構築が必要となっています。また、適切なマネジメントのあり方・環境要因の考慮・生涯にわたる切れ目のない体制整備が課題となっています。

### ②就労支援体制の強化と多様な就労の促進

障害者の就労は、企業などへの就労や在宅就労を指す「一般就労」と、障害者施設などでの「福祉的就労」と便宜的に分けられていますが、施設から企業に出向いて働くなど、こうした枠組みに収まらない多様な働き方や、「一般就労」と「福祉的就労」の連続性を強化していく取り組みが求められています。また、就労だけでなく生活上の課題への支援も必要とされています。

### ③「地域で暮らす」ことへのサービス提供体制の確保

障害者が地域で暮らしていくためには、まず住まいが必要であり、グループホーム・ケアホームの整備はもとより、一般住宅についても公営住宅や民間賃貸住宅の活用を進める必要があります。また、在宅生活を支える相談支援や訪問系サービスなどの提供体制を確保するとともに、地域住民の理解と協力の促進についても継続的に進める必要があります。さらには、日中活動の場の確保、移動のための支援、一時的な預かりや宿泊のサービスなどのニーズに対応した提供体制の確保を進める必要があります。

### ④長期入院から地域生活への移行促進

退院可能精神障害者の地域生活への移行については、平成21年度より千葉県「精神障害者地域移行促進事業」が実施され、一定の成果が得られていますが、今後は、「地域移行支援」や「地域定着支援」が個別給付事業に移行することを踏まえ、さらに関係機関や地域との連携を強化し、引き続き積極的な展開を図る必要があります。



## 2 基本的理念

障害者基本法における基本的理念、並びに市川市障害者計画における基本理念である「自立・参加・共生」を踏まえ、この計画においては第1期及び第2期計画に掲げた次の3つを基本的理念として引き継ぎ、その推進を図ります。

### (1) 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

「障害のある人もない人も共に普通に暮らせる地域をつくる」という考え方のもとに、障害の種別や程度を問わず、障害者等が自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重します。

### (2) 障害の一元化に対応した障害福祉サービスの充実

障害にかかわる制度の一元化への対応として、障害者等がその種別にかかわらず、必要な障害福祉サービスを利用することができるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

### (3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。



※ここでいう「障害者等」とは、障害者自立支援法で定める「障害者」及び「障害児」をいいます。

### Ⅲ 重点的な取り組み

#### 【重点的な取り組み】

計画の基本的理念の1つである地域生活移行や就労支援等の課題への対応や、これまでの取り組みによる実績等を踏まえた課題に基づき、以下の4点の取り組みを、障害者自立支援法のみに限らない施策横断的な視点でとらえ、重点として計画を推進します。

- 1 相談支援の利用のしやすさの向上
- 2 就労支援体制の強化と多様な就労の促進
- 3 「地域で暮らす」ことへのサービス提供体制の確保
- 4 長期入院から地域生活への移行促進

#### 【数値目標】

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、必要な障害福祉サービス等の量を見込むにあたって、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定します。

#### ○入所施設入所者の地域生活移行を進めます。

項目	数値	備考
平成17年10月1日時点の施設入所者数(A)	249人	
【実績】平成22年度入所者数	231人	平成23年3月時点の入所者数
目標年度入所者数(B)	220人	平成26年度末時点の入所者数
【目標値】削減見込(A-B)	29人	
【目標値】地域生活移行者数	25人(10%)	上記の全入所者のうち、施設入所からグループホーム等へ地域移行する方の数(割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)

#### ○退院可能精神障害者の地域生活移行を進めます。

項目	数値	備考

※素案作成時点において、国から指標が示されていないため、空欄とします。

○一般就労への移行を促進します。

項目	数 値	備 考
平成17年度の 年間一般就労移行者数 (C)	8人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の数
【実績】平成22年度の 年間一般就労移行者数	52人	H18 7人 H19 10人 H20 14人 H21 18人
【目標値】 年間一般就労移行者数	64人 (Cの8倍)	平成26年度において施設を退所し、一般就労する方の数
【実績】平成22年度末までの就労移行支援事業利用者数(累計)	147人	H19 37人 H20 67人 H21 89人
平成26年度末の 福祉施設利用者数 (D)	1,450人	平成26年度末において福祉施設を利用する方の数
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	379人 (Dの26.1%)	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する方の数
【実績】平成22年度末の就労継続支援事業利用者数(E)	254人	H19 102人 H20 127人 H21 232人
上記のうちA型利用者数	12人 (Eの4.7%)	上記のうち、就労継続支援事業A型を利用している方の数
上記のうちB型利用者数	242人	上記のうち、就労継続支援事業B型を利用している方の数
【目標値】 就労継続支援事業利用者数 (F)	344人	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する方の数
上記のうちA型利用者数	20人 (Fの5.8%)	上記のうち、就労継続支援事業A型を利用している方の数
上記のうちB型利用者数	324人	上記のうち、就労継続支援事業B型を利用している方の数

就労継続支援事業利用者におけるA型利用者の目標値については、「就労継続支援A型事業の利用者を、国の基本指針に基づく数値目標に掲げることは現実的でないため、市町村において必要量を見込む際は、目標達成にとらわれずに真に必要な量を見込むこと」との考え方が千葉県から示されています。

このため、本市においても就労継続支援A型事業の必要量を32ページのとおりに見込み、これを目標値に反映させています。



### Ⅲ 重点的な取り組み

## 1 相談支援の利用のしやすさの向上

#### 【これまでの取り組み】

- 本市では、障害者に関する総合的な相談支援の拠点づくりとして、平成21年度より基幹型支援センター「えくる」を設置し、積極的な訪問を中心とした「アウトリーチ型相談支援」、夜間や休日の相談対応、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）等を委託により実施しています。「えくる」の取り組みにより、医療・福祉サービスにつながるようになった方も多い一方で、適切なサービスが見つからないまま「えくる」による支援が継続となっている方も増えてきています。
- また、市直営の相談支援の拠点3か所（市役所障害者支援課、障害者地域生活支援センター、南八幡メンタルサポートセンター）と「えくる」、民間の指定相談支援事業所、さらには中核地域生活支援センター「がじゅまる」も含めた市全体としての相談支援体制の構築を、地域自立支援協議会の相談支援部会を中心に進めています。
- 相談支援部会では、市の相談支援に関する課題の検討を行うとともに、研修を実施して相談支援の啓発と担い手の育成を進めています。

#### 【今後の取り組みの方向】

- 市の相談支援体制の構築にあたっては、法改正の動向を踏まえながら、官・民の役割分担や、相談の入り口からサービス提供・モニタリングに至るまでの流れを確立していく必要があります。このため、相談支援部会を中核とした調査・検討、試行的取り組みなどを進めていきます。
- 新たな相談支援の枠組みにおける「指定特定相談支援」については、今後3年間で段階的に対象者を拡大し、全ての障害福祉サービス利用者を対象としていく方向性が示されています。このため、既存の障害福祉サービス事業者に対し、積極的な参入を促していきます。
- いわゆる「障害者虐待防止法」の施行に伴う「市町村障害者虐待防止センター」の設置に合わせて、市の相談支援体制との関係や位置づけを整理します。また、成年後見制度利用支援のあり方についても、高齢者施策と共通する課題であることから、関係部署と協議を進めていきます。

- 障害者手帳を持っていない人に対する相談支援や、子どもから高齢に至るライフステージを通じた相談支援のあり方について、相談支援部会を中心に検討を進めます。

### **【関連する施策】**

- 本計画
  - 相談支援（35ページ）
  - 相談支援事業（38ページ）
- 障害者計画（第2次実施計画）
  - 第3節 生活支援の充実
    - 3. 相談・情報提供（27ページ）
    - 4. 権利擁護（29ページ）

### Ⅲ 重点的な取り組み

## 2 就労支援体制の強化と多様な就労の促進

#### 【これまでの取り組み】

- 本市では、平成12年度より障害者就労支援センター「アクセス」を設置して、企業等への就労を目指す「一般就労」の促進に取り組んできました。また、障害者自立支援法により新たに「就労移行支援事業」が創設されたことにより、一般就労への移行実績は着実に上がってきています。
- また、就労移行支援事業者と「アクセス」、市職員などによる「就労支援担当者会議」を設置し、企業に呼びかけて市内の障害者施設を見学するイベントや、企業の担当者による講演・会社見学、就労支援の担い手に対する研修などを企画・実施しています。
- 一方、障害者施設等で工賃を支給される「福祉的就労」については、企業等からの発注の拡大と、効率的な受注システムの構築を目指して「福祉的就労担当者会議」を設置して、就労継続支援B型事業所を中心に取り組みを進めてきた結果、多くの受注に結びつくとともに事業所相互の連携体制がつくられてきています。また、施設から企業に出向いて働くなど、多様な就労形態の広がりが見られます。
- 市としては「アクセス」の運営のほか、企業に対する職場実習奨励金や雇用促進奨励金の交付、啓発パンフレットやホームページでの呼びかけなどの働きかけや、市役所への障害者雇用、「チャレンジドオフィスいちかわ」などの取り組みにより、障害者本人はもとより、支援者や企業に対するバックアップを行っています。

#### 【今後の取り組みの方向】

- 就労を希望する障害者の中には、金銭管理や人間関係、余暇活動など生活上の課題のある方も多く、こうした課題に就労移行支援事業者のみで対応することには限界があるため、地域自立支援協議会の相談支援部会と就労支援部会の共通の課題として検討を進めていきます。
- 一般就労に移行した障害者の定着支援は大きな課題であり、「アクセス」や、市川・浦安圏域に設置された障害者就業・生活支援センター「いちされん」との連携のもと、効果的なアフターケアのあり方について検討します。

- 企業に対して、引き続き職場実習奨励金や雇用促進奨励金を交付するとともに、啓発パンフレットや障害者施設等見学会などのPR活動を通じて障害者の積極的な雇用を働きかけます。
- 障害者雇用への企業の取り組みを促すことを目的に、市が実施する入札の参加に必要な入札参加業者適格者名簿への登録の際に、社内における障害者の雇用情報の掲載を求めるとともに、現在実施されている総合評価一般競争入札の中で、いわゆる政策入札の導入が将来的に可能となるよう関係所管に働きかけていきます。
- 「福祉的就労担当者会議」を通じた企業からの業務受注の促進については、市内事業所への周知をはかり、連携・協力体制の整備を進めます。また、市役所内においても施設に対し発注が可能な業務の委託に向けた働きかけを行います。

#### **【関連する施策】**

- 本計画
  - 生活介護・就労移行支援・就労継続支援（A・B型）（30ページ）
  - 地域活動支援センター（44ページ）
- 障害者計画（第2次実施計画）
  - 第2節 社会参加・就労の促進
    - 3. 就労支援・雇用促進（19ページ）

### 3 「地域で暮らす」ことへのサービス提供体制の確保

#### 【これまでの取り組み】

- 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行ニーズはもとより、主に昭和40年代から50年代にかけて開設された公立施設などに通う方の高齢化などにより、ケアホームやグループホームのニーズが高まっており、市としては市有地を活用してのグループホーム整備や事業主体への運営費補助などを通して、居住の場の整備に取り組んできました。
- また、限りあるグループホーム資源を有効に活用するために、緊急性の高い人から入居できるよう、官民協働による「グループホーム等入居検討会」を試行的に実施し、平成22年度に公立通所施設利用者のグループホームへの入居が実現しました。
- 一方、公営住宅や民間賃貸住宅などの一般的な住まいにあっても、住まい探しから入居手続き、入居後の生活への総合的・継続的な支援をマネジメントしていく機能は重要であり、その一環として、平成21年度より基幹型支援センター「えくる」において、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を実施しています。
- 障害者が地域で暮らし続けていくためには、移動やコミュニケーションの手段が保障されていることが必須であり、市としてもガイドヘルパーや手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成講座を実施して、担い手の育成を進めています。
- 一時的な預かりや宿泊などのニーズに対応して、日中一時支援事業や児童デイサービス、レスパイトサービスなどを実施してきましたが、「重症心身障害児者サポート会議」が中心となって、重症心身障害児者に対する預かり事業が試行的に実施されています。
- また、身体機能のリハビリテーションを必要とする方に対して、通所や施設巡回、戸別訪問によるリハビリテーション事業を平成22年度から実施して、地域におけるリハビリテーション体制の整備を進めています。

#### 【今後の取り組みの方向】

- ケアホームやグループホームの整備を促進するため、市営住宅などを活用した整備手

法の検討を進めるとともに、利用者の負担軽減を図ることを目的に家賃に対する補助を実施します。

- 「グループホーム等入居検討会」による、緊急性の高い人から優先的に入居できる仕組みの整備を進めます。
- 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)のさらなる充実をはかるため、不動産業者等との連携を進め、関係者が一体となった居住の場に関する総合的な支援体制づくりを進めます。
- グループホームのような「住まう場」はもとより、一時的な休息や家族のレスパイト、地域生活の体験といったニーズに対応できるような場の整備に向けて、既存の事業の柔軟な活用も含めて、検討を進めます。
- 移動支援については、車両移送型やグループ型などの柔軟な実施方法の検討を進めます。
- 重症心身障害児者の一時預かりについては、試行的実施の検証を踏まえて、事業化に向けた検討を進めます。
- 日中活動系事業所も含めたマンパワー確保のため、地域自立支援協議会の「生活支援部会」での協議を活かしながら、研修や啓発活動などを通じて、地域人材（福祉職員や有資格者でない地域住民による担い手）の確保をはかっていきます。
- 障害の有無にかかわらず誰もが安心して暮らせるまちをつくっていくためには、地域住民の理解と意識を深めていくことが最も重要であることから、講演会などの啓発事業や、障害者団体相互の理解・協力を深め、障害者自らが発信していけるような取り組みを進めます。

### 【関連する施策】

- 本計画  
全ての事業
- 障害者計画（第2次実施計画）  
全ての事業

## 4 長期入院から地域生活への移行促進

### 【これまでの取り組み】

- 精神科病院に入院している方の地域生活への移行支援については、平成21年度より、千葉県委託事業として「精神障害者地域移行支援事業（以下、「地域移行支援事業」）」が、障害保健福祉圏域（市川市・浦安市）を単位に実施されています。  
さらには、当該事業を実施するための基盤づくりとして、「精神障害者地域移行支援強化事業（以下、「強化事業」）」が平成19年度から実施されています。  
こうした取り組みの成果として、平成22年度までに対象となった27名のうち、15名が退院して地域生活に移行しています。
- また、平成20年度の診療報酬改定における、精神科訪問看護・指導の回数制限緩和や、精神科病院での5年以上入院者に対する地域移行実施加算の創設など、医療施策における動きも精神障害者の地域生活への移行を後押ししています。
- 市としては、南八幡ワークスや南八幡メンタルサポートセンターにおけるノウハウの蓄積や、関係者のネットワークを活かして、「地域移行支援事業」への協力、「強化事業」の企画・運営のほか、精神障害に関する講演会やシンポジウムなどの開催、当事者活動の支援などを行ってきました。
- また、平成21年度より基幹型支援センター「えくる」に、市町村相談支援機能強化事業として精神保健福祉士を配置したほか、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を実施して、居住の場の確保や地域生活の定着に向けた支援を行っています。

### 【今後の取り組みの方向】

- 平成24年度より、「地域移行支援」と「地域定着支援」が相談支援の個別給付の対象となり、精神障害者の地域移行支援の枠組みが変わることから、新たなフレームに合わせた対応を検討していきます。
- 長期入院している方には身寄りのない方も多く、民間賃貸住宅に入居するにあたって保証人のいないことが大きな障壁になることから、公的保証制度の整備に向けた検討を進めます。
- なお、第2期障害福祉計画までの目標値であった「退院可能精神障害者の地域生活へ

の移行数」については具体的検証が不可能であったことから、本計画より「〇〇（素案作成時点において、国から示されていません）」に指標が変更となっており、今後はこれに基づいて施策の効果を検証していきます。

## 【関連する施策】

### ○本計画

居宅介護（27ページ）

生活介護・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A・B型）・短期入所（30ページ）

共同生活介護・共同生活援助（33ページ）

相談支援（35ページ）

相談支援事業（38ページ）

移動支援事業（43ページ）

地域活動支援センター事業（44ページ）

### ○障害者計画（第2次実施計画）

第2節 社会参加・就労の促進

3. 就労支援・雇用促進（19ページ）

第3節 生活支援の充実（22ページ）

第4節 保健・医療の充実（30ページ）

第5節 安全なまちづくりの推進

2. 快適な居住環境（36ページ）

3. 防犯・災害対策（38ページ）

第6節 地域の理解・支援の促進（40ページ）



## IV 個別サービスの見込量と方策

### 【サービス事業の一覧】

#### 1 障害福祉サービス及び相談支援

(1)訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
(2)日中活動系サービス	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所
(3)居住系サービス	施設入所支援、共同生活介護(ケアホーム)、共同生活援助(グループホーム)
(4)相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

#### 2 地域生活支援事業

(必須事業)	
(1)相談支援事業	障害者相談支援事業、地域自立支援協議会市町村相談支援機能強化事業、成年後見制度利用支援事業
(2)コミュニケーション 支援事業	手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業 手話通訳者設置事業
(3)日常生活用具 給付等事業	介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費の給付または貸与
(4)移動支援事業	ガイドヘルパー派遣等
(5)地域活動 支援センター事業	地域活動支援センター(I型、II型、III型)での通所サービスや意識啓発事業
(その他事業)	
(6)市が自主的に 取り組む事業	福祉ホーム、訪問入浴サービス、施設入所者就職支度金給付事業、知的障害者職親委託制度、生活支援事業、日中一時支援事業、障害者ガイドヘルパー養成事業、社会参加促進事業、

#### IV 個別サービスの見込量と方策

### 1 障害福祉サービス及び相談支援

#### (1) 訪問系サービス

##### 【事業内容】

○訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障害者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

具体的なサービス	サービスの内容
居宅介護	居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体障害者に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。
同行援護	移動に著しい困難のある視覚障害者に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の支援などを提供します。
行動援護	重度の知的・精神障害による著しい行動障害のある方に、見守りや危険回避の援護を提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

##### 【サービス・事業の実施に関する考え方】

○居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援などのいわゆる訪問系サービスについては、障害者の地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なサービスであり、障害者一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。

○また、これらのサービスは、家族とともに暮らし続けたいと願う障害者の方にとっては、家族の機能を補完する本人支援としてのサービスであり、多様な暮らし方を保障するためにも重要なサービスと考えられます。

○今後、施設入所や入院から地域生活への移行が進むにつれて、これらのサービスを必要とする方が増加すると見込まれますが、障害者が地域で安心して暮らすために

必要となる訪問系サービスについては、障害種別に関わりなくサービスが提供できるよう、ヘルパー等の人材育成やマンパワー確保とともに、サービス提供体制の整備を進めます。

**【実施の見込み（個別サービスの見込量）】**

		計画量			単位
		24年度	25年度	26年度	
訪問系サービス	居宅介護	9,084	10,434	11,784	時間/月
		349	394	439	実人/月
	重度訪問介護	2,653	2,918	3,210	時間/月
		15	18	21	実人/月
	同行援護	1,215	1,365	1,515	時間/月
		81	91	101	実人/月
	行動援護	0	0	0	時間/月
		0	0	0	実人/月
	重度障害者等包括支援	0	0	0	時間/月
		0	0	0	実人/月

**【見込量を確保するための方策】**

- 増加が見込まれる訪問系サービスについては、見込まれる計画量を確保するために、ヘルパー等の担い手の育成を事業者に働きかけます。
- 介護保険制度におけるサービス提供事業者に対しては、新規の参入を働きかけていきます。
- すべての障害への対応が可能となるよう、既存の人材のレベルアップを目的に、県が開催する居宅介護従事者等養成研修事業への積極的な参加を促します。また、ヘルパー資格取得希望者に対しては情報提供を行うなど、マンパワー確保のための環境を整えていきます。
- さらに、訪問系サービスにおけるヘルパーにかかる負担が問題となっている状況を踏まえ、訓練的な要素を含む居宅での介護については、訪問型の生活訓練サービスの利

用を促進するなど、サービス間の適切な役割分担にも配慮します。

○地域住民に対する障害理解の普及促進を図り、地域の福祉力を活用した新たな介護力の創出を目指し、市川市地域自立支援協議会などの場を通じた検討を進めます。

## (2) 日中活動系サービス

### 【事業内容】

○日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

具体的なサービス	サービスの内容
生活介護	常時介護を要する障害者に、施設等で入浴や排泄、食事等の介護をしたり、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練	障害者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。身体機能向上のための「機能訓練」と生活能力向上のための「生活訓練」の類型があります。
就労移行支援	就労を希望する障害者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。A型（雇成型）とB型（非雇成型）の類型があります。
療養介護	医療を要する障害者で常時介護の必要な方に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。
短期入所	居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに、障害者等が施設への短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受けるものです。

## 【サービス・事業の実施に関する考え方】

- 生活介護や就労継続支援B型（非雇用型）については、概ね見込み通りの利用量の推移となっています。就労継続支援B型や、地域活動支援センターⅢ型を中心とする、企業などからの受注作業については、施設ごとに質・量ともに差が大きく、効率のよい受注体制の確立が必要です。
  
- また、就労移行支援については、障害者の就労意識の高まりとともに新規参入事業者や利用者も増えており、一般就労者の数も大きく伸びています。一方で、生活上の課題のある利用者や、就労後の定着支援については、個別支援のあり方とともに、集う場やグループを活用した「面としての支援」を検討していきます。
  
- 就労継続支援A型（雇用型）については、第2期計画策定時にサービス供給に対する現実的な見込みが得られなかったことや、一般就労への移行をより重点化する観点から、見込量を低く設定した経緯がありますが、その後近隣市において事業が開始され、利用者が出てきていることもあり、見直しを求める意見もあります。本市においては、ノーマライゼーションを進める観点から、引き続き一般就労への移行に向けて、重点的に取り組んでいきます。
  
- 自立訓練（生活訓練）については、就労や日中活動系サービスの継続的な利用の前段階としての、生活習慣の確立・定着に向けた役割があります。また、長期入院から地域生活に移行する精神障害者などに対する訪問型生活訓練による、地域定着支援としての役割も大きいものがあります。
  
- 短期入所は、市内・近隣に資源が乏しいため、レスパイトや障害者地域生活体験事業などを活用して、ニーズへのきめ細かな対応に努めます。
  
- なお、児童デイサービスについては、障害者自立支援法および児童福祉法の一部改正により、児童福祉法に根拠を移した上で、「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」という新たなサービスが創設されました。

**【実施の見込み（個別サービスの見込量）】**

		計画量			単位
		24年度	25年度	26年度	
日中活動系サービス	生活介護	12,469	14,607	16,745	延人日/月
		615	711	807	実人/月
	自立訓練（機能訓練）	140	140	140	延人日/月
		7	7	7	実人/月
	自立訓練（生活訓練）	1,099	1,311	1,523	延人日/月
		78	92	106	実人/月
	就労移行支援	1,270	1,390	1,510	延人日/月
		61	63	65	実人/月
	就労継続支援A型 （雇用型）	270	306	342	延人日/月
		15	17	19	実人/月
	就労継続支援B型 （非雇用型）	5,036	5,667	6,298	延人日/月
		276	295	314	実人/月
	療養介護	395	395	395	延人日/月
		13	13	13	実人/月
	短期入所	564	620	682	延人日/月
		48	53	58	実人/月

**【見込量を確保するための方策】**

○安定した事業運営を確保するため、地域自立支援協議会などの場において構築されたネットワーク機能を最大限活用し、受注業務の効率的な確保や事業者相互の連携体制の確立に努めるとともに、市においても引き続き家賃補助などの運営支援を行います。

○事業者が新規参入しやすいよう、地域活動支援センター事業を活用しながら障害福祉サービス事業への移行を支援します。

### (3) 居住系サービス

#### 【事業内容】

○居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。平日の日中は、利用者は通勤等をしたり、日中活動系サービスを利用したりします。

具体的なサービス	サービスの内容
施設入所支援	施設に入所する障害者に対し、主に夜間において、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	介護を要する障害者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居で、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営むのに支障のない障害者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居で相談や食事提供等の支援を行います。

#### 【サービス・事業の実施に関する考え方】

○施設入所支援については、長期的には入所者の地域生活への移行を進めていくことが求められていますが、現入所者に加え、待機者も相当数あり、まず、真に入所を必要とする方の待機状態の解消を図ることが必要です。

○施設入所者や退院可能精神障害者の地域移行の受け皿として、さらには保護者の高齢化による家族介護力の低下などを背景に、共同生活介護（ケアホーム）や共同生活援助（グループホーム）への需要は高まっています。

○しかし、グループホーム等の資源には限りがあるため、緊急性の高い方から優先的に入居できるような仕組みが必要です。

○一方、精神障害者のニーズは必ずしもグループホームのような居住形態を望んでいるわけではないことから、ケアホームやグループホームの整備促進と並行して、公営住宅や一般住宅も社会資源の一つとして活用するなど、様々なニーズに対応した居住の場の確保に努めます。



### 【実施の見込み(個別サービスの見込量)】

		計画量			単位
		24年度	25年度	26年度	
居住系サービス	施設入所支援	220	220	220	実人/月
	共同生活介護	131	153	175	実人/月
	共同生活援助	19	20	21	

### 【見込量を確保するための方策】

- 居住の場として真に施設入所が必要な方の待機状態の解消に努めます。
  
- ケアホームやグループホームの整備を促進するため、市営住宅などを活用した整備手法の検討を進めるとともに、利用者の負担軽減を図ることを目的に家賃に対する助成を実施します。
  
- 生活ホームやふれあいホームを運営する事業者が、ケアホームやグループホームへの移行を希望する場合には、円滑な移行が可能となるよう必要な支援を行います。
  
- 「グループホーム等入居検討会」による、緊急性の高い人から優先的に入居できる仕組みの整備を進めます。
  
- 地域移行の課題に対応して、グループホーム等ではない一般住宅に入居する障害者に対しても、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）などを通じてスムーズな地域生活への移行を支援します。

## (4) 相談支援

### 【事業内容】

○相談支援とは、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス利用計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

具体的なサービス	サービスの内容
基本相談支援	障害者等の相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス利用の調整等を行います。
計画相談支援	障害者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域相談支援	(地域移行支援) 入所施設や精神科病院に入所・入院している障害者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や、援助などを行います。
	(地域定着支援) 居宅で単身等で生活をする障害者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

### 【サービス・事業の実施に関する考え方】

○障害者自立支援法の一部改正により、相談支援の枠組みが見直され、「指定特定相談支援」及び「指定一般相談支援」という類型が創設されました。「基本相談支援」を共通の基礎的な事業とし、「計画相談支援」または「地域相談支援」を行う2階建ての事業形態となります。

#### 指定特定相談支援

計画相談支援
基本相談支援

#### 指定一般相談支援

地域相談支援
基本相談支援

○このうち「指定特定相談支援」は、従来の「指定相談支援」と同様のサービス内容ですが、「計画相談支援」の対象者の範囲を今後3年間で段階的に拡大し、障害福祉サービス利用者全員が対象となることが想定されています。そのニーズに対応していくためには、現在障害福祉サービスを実施している事業者に対し、積極的に「特定相談」の指定を受けるよう促すとともに、相談支援の担い手を確保する必要があります。

ります。

○また「指定一般相談支援」は、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する際の住居の確保や手続き同行等の「地域移行支援」と、地域生活移行後の連絡体制の確保や緊急時の対応等の「地域定着支援」となります。また、市町村地域生活支援事業の「相談支援事業」の機能強化であった「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」も、この枠組みに含まれることとなります。

○本計画においては、新たな相談支援の枠組みや、見込量に対する国の考え方を踏まえて、これらの必要量を見込んでいくこととなります。

### 【実施の見込み（個別サービスの見込量）】

		計画量			単位
		24年度	25年度	26年度	
相談支援	計画相談支援	576	1,232	1,987	実人/月
	地域移行支援	23	27	31	実人/月
	地域定着支援	20	32	45	実人/月

### 【見込量を確保するための方策】

○利用者本位のケアマネジメントが展開できるよう、市川市地域自立支援協議会を核として指定相談支援事業者、サービス提供事業者、関係機関などとの連携・協力を進め、重層的な相談支援体制を構築します。

○サービス利用計画については、障害福祉サービスの支給決定前に作成することが可能となるほか、対象の拡大によりニーズの増大が見込まれるため、サービス事業者に対し参入を促すとともに、地域自立支援協議会の「相談支援部会」を活用して相談支援の普及啓発をはかり、担い手の確保に努めます。

- 訪問系サービスの提供をバックアップできるよう、相談支援専門員などの専門家との積極的な連携を図るほか、これ以外にも様々な機関やマンパワーとの協働により、ヘルパーを孤立させないための仕組みを構築します。
  
- 千葉県が実施する専門的・広域的な相談支援との連携を強化し、役割と機能の分担を進めます。
  
- 発達障害や高次脳機能障害、難病の方、さらには手帳を取得していない方や重度障害者、路上生活障害者、触法障害者への相談支援のあり方などの研究を進めるとともに、困難ケースに対応できる専門的な相談支援体制を構築します。

## 2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業ですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村や都道府県が自主的に取り組む「その他事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

なお、地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能なことから、本計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に即応した事業や実施体制を随時検討していきます。

### (1) 相談支援事業（必須事業）

#### 【事業内容】

- 相談支援事業は、障害者・児に対応した一般的な相談支援を行うものです。障害者自立支援法施行前は市域、県域、障害保健福祉圏域と3つの区域の中で、関係機関が個々の事業ごとにそれぞれ多様な支援を行ってきましたが、現在は市と県の適切な役割分担のもとで、一般的な相談支援は、すべて市が一体的に実施しています。
- 相談支援事業においては、地域の社会資源などの情報提供、住宅への入居の支援、地域の多様なサービスを一人ひとりの状況に応じて組み合わせて利用を促すコーディネート機能が重要となります。

具体的な取り組み	取り組みの内容
障害者相談支援事業	障害者等の福祉に関する様々な問題について障害者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。
地域自立支援協議会	地域自立支援協議会は、地域の障害福祉に関するネットワークの中核となる協議組織であり、市において設置することが定められたものです。委託相談支援事業者の運営評価、支援の難しい事例への対応に関する協議・調整、地域の社会資源の開発・改善などを行います。（４８ページ参照）
市町村相談支援機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。

### 【サービス・事業の実施に関する考え方】

- 現在、市内には地域生活支援事業における「相談支援」の拠点が４か所（市役所障害者支援課、障害者地域生活支援センター、南八幡メンタルサポートセンター、基幹型支援センター「えくる」）整備されていますが、このうち「えくる」については、新たに障害者自立支援法に定められた「基幹相談支援センター」としての位置づけを持たせるものとします。
- また、新たな相談支援の枠組みの創設に伴い、市川市における一般相談と指定相談の役割を見直して相談支援体制の再構築を図る必要があります。また、相談対象者の増大に向けて、相談支援の担い手を育成・確保していく必要があります。
- 権利擁護については、いわゆる「障害者虐待防止法」に基づく「市町村障害者虐待防止センター」の設置（平成２４年１０月）及び成年後見制度利用支援事業の高齢者分野との連携を踏まえた展開に合わせて、相談支援体制における位置づけを整理

していきます。

### 【実施の見込み（個別サービスの見込量）】

	計 画 量			単 位
	24年度	25年度	26年度	
障害者相談支援事業	4	4	4	箇所
地域自立支援協議会	1	1	1	箇所
市町村相談支援機能強化事業	1	1	1	箇所
成年後見制度利用支援事業	1	1	1	箇所

### 【見込量を確保するための方策】

○地域自立支援協議会の相談支援部会を取り組みの核として、市全体としての相談支援体制の再構築を進めます。また、市民やサービス事業者等に対して相談支援事業の普及啓発をはかるとともに、研修を実施して相談支援の担い手を育成・確保します。

○高齢者福祉部門と連携しながら成年後見制度利用支援事業の充実をはかるとともに、「市町村障害者虐待防止センター」との整合性について検討していきます。

## （2）コミュニケーション支援事業（必須事業）

### 【事業内容】

○コミュニケーション支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

具体的なサービス	サービスの内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障害者がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障害者に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を市役所に設置して、事務手続き等の利便を図ります。

### 【サービス・事業の実施に関する考え方】

○市では、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、並びに手話通訳者を設置する事業を実施します。なお、複数市町村にまたがる団体が主催する集会や、複数市町村に居住する聴覚障害者等が参加・出席する集会など、当面広域的な対応が必要となるものについては、県においてコミュニケーション支援事業が実施されます。

○点訳、音声訳については、従来よりボランティア等による支援が行われていますが、当面はこれらのボランティア等の活用により、障害者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。

○なお、平成23年度より手話通訳者派遣事業と手話通訳者設置事業は市役所障害者支援課に窓口が一元化されました。

### 【実施の見込み（個別サービスの見込量）】

	計 画 量			単 位
	24年度	25年度	26年度	
手話通訳者派遣事業	5,215	5,593	5,971	延利用人／年
要約筆記者派遣事業	104	109	114	実利用人／年
手話通訳者設置事業	2	2	2	設置人数

### 【見込量を確保するための方策】

○手話通訳者の派遣を実施します。

○要約筆記者の派遣を千葉県聴覚障害者連盟に委託して実施します。

○手話通訳者を市役所に設置します。



### (3) 日常生活用具給付等事業（必須事業）

#### 【事業内容】

○日常生活用具給付等事業とは、重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等によって日常生活の便宜を図るものです。

具体的な種目	種目の内容
介護訓練支援用具	障害者等の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいす等の用具
自立生活支援用具	障害者等の入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障害者等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の、障害者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の障害者等の排泄管理を支援する衛生用品
住宅改修費	手すりの取付け、床段差の解消等、障害者等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用

#### 【サービス・事業の実施に関する考え方】

○今後は、障害者等の地域生活への移行が進むことに合わせて、需要の拡大が見込まれることから、サービス量の拡充を図ります。

#### 【実施の見込み（個別サービスの見込量）】

	計 画 量			単 位
	21年度	22年度	23年度	
介護訓練支援用具	37	41	45	延給付件/年
自立生活支援用具	150	179	208	延給付件/年
在宅療養等支援用具	39	39	39	延給付件/年
情報・意思疎通支援用具	100	110	121	延給付件/年
排泄管理支援用具	6,200	6,200	6,200	延給付件/年
住宅改修費	8	8	8	延給付件/年

#### 【見込量を確保するための方策】

○利用者の増大に合わせて、必要な予算の確保に努めます。

○用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを定期的に行うなど事業の拡充に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。

#### (4) 移動支援事業（必須事業）

##### 【事業内容】

○移動支援事業とは、地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うものです。

具体的なサービス	サービスの内容
移動支援	原則として、重度の障害者以外の方に対して、社会生活上不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の際に、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。

##### 【サービス・事業の実施に関する考え方】

○障害者等の地域生活への移行と相まって、地域での自立した生活に必要な移動支援サービスに対するニーズは、年々高まっていくことが予想されます。また、今後は入所・入院中の障害者への柔軟なサービス提供によって、地域への移行を容易にするための橋渡しとしての役割も期待できます。

○なお、グループ支援型や車両移送型などの移動支援事業については、安全面や人材の確保の点などから、サービス提供事業者との協議を踏まえて、今後の実施の可能性を見極めていきます。

##### 【実施の見込み（個別サービスの見込量）】

	計 画 量			単 位
	24年度	25年度	26年度	
移動支援事業	79	92	105	箇所
	509	539	569	実人/年
	88,490	105,629	122,768	延利用時間/年

##### 【見込量を確保するための方策】

○市独自に移動支援事業を担うヘルパーを養成するための事業を実施し、見込量の確保を図ることはもとより、将来的な需要増や一人当たりの支給量の拡充に努めます。

## (5) 地域活動支援センター事業（必須事業）

### 【事業内容】

- 地域活動支援センター事業は、障害者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、障害者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。
- 地域活動支援センターでは、障害者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供など基礎的な事業を行うとともに、サービスの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種）に応じて、各種の訓練や意識啓発事業などを行います。

具体的な類型	サービスの内容
地域活動支援センターⅠ型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センターⅢ型	これまでの小規模作業所の移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な経営が図られていることが条件となります。

### 【サービス・事業の実施に関する考え方】

- 地域活動支援センターは、Ⅰ型・Ⅱ型については旧体系の精神障害者地域生活支援センターや障害者デイサービス等が移行することが想定され、独自の機能を持っていますが、Ⅲ型については障害福祉サービス事業への移行のステップとしての位置づけにとどまらず、日中活動系事業の体系の中で積極的な役割を果たすことが期待されています。

**【実施の見込み（個別サービスの見込量）】**

	計 画 量			単 位
	24年度	25年度	26年度	
地域活動支援センターⅠ型	1	1	1	箇所
	20	20	20	平均実利用 人／日
地域活動支援センターⅡ型	1	1	1	箇所
	17	17	17	平均実利用 人／日
地域活動支援センターⅢ型	11	11	11	箇所
	132	132	132	平均実利用 人／日

**【見込量を確保するための方策】**

○安定した事業運営をはかるため、地域活動支援センターに運営費の補助を行います。

## (6) 市が自主的に取り組む事業

事業名	実施内容
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援します。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ります。
施設入所者就職支度金給付事業	障害者自立支援法附則第41条第1項に規定する施設に入所、若しくは通所している者が訓練を終了し、又は就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対し就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図ります。
生活支援事業	障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進します。
日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援、及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
障害者ガイドヘルパー養成事業	移動支援事業の担い手育成の観点から、視覚障害者、知的障害者のためのガイドヘルパーを養成するための研修を実施します。

事業名	実施内容
社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障害者の社会参加を促進します。
○芸術・文化講座開催等事業	障害者の芸術・文化活動を振興するため、障害者の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
○点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳、音声訳その他障害者にわかりやすい方法により、市の広報、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報、その他障害者が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的に障害者に提供します。
○奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成するための研修を実施します。
○自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得、及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

※上記の事業は、計画期間内にその他事業として実施する事業となります。

## 市川市地域自立支援協議会とそのあり方について

(39ページ参照)

### ○地域自立支援協議会の位置づけ

一部改正された、障害者自立支援法第89条の2第1項において「地方公共団体は、単独でまたは共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される自立支援協議会を置くことができる。」とされ、また第2項では「前項の自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」と定められました。これらが地域自立支援協議会の設置根拠となっています。

### ○市川市地域自立支援協議会の目的

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる協議を行い、障害者の地域で自立した豊かな暮らしを実現することを目的としています。

### ○市川市地域自立支援協議会の役割

- (1) 関係機関相互の連携に関すること。
- (2) 関係機関の業務において課題となった事項への対応に関すること。
- (3) 関係機関が新たに取り組むべき地域課題の整理と対応に関すること。
- (4) 委託相談支援事業者に関する運営及び評価等に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

### ○市川市地域自立支援協議会の機能と取り組み

機 能	取 り 組 み
調 整 機 能	地域の関係機関によるネットワーク構築
情 報 機 能	困難事例への対応のあり方を情報共有
開 発 機 能	地域の社会資源の開発、改善
権 利 擁 護 機 能	権利擁護に関する取り組みを展開
評 価 機 能	・ 中立、公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 ・ サービス利用計画作成費対象者等の評価 ・ 市町村相談支援機能強化事業の活用
教 育 機 能	構成員の資質向上の場として活用

## ○市川市地域自立支援協議会の委員構成

- (1) 相談支援事業者
- (2) サービス事業者
- (3) 就労支援関係者
- (4) 障害者団体
- (5) 権利擁護・地域福祉関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

## ○障害者基本法に定める地方障害者施策推進協議会との関係性

### (1)役割について

地方障害者施策推進協議会は、市長からの諮問等に応じて障害者計画や障害者施策等の調査審議を行うのに対して、地域自立支援協議会では施策を具体的に実現するための協議を行います。

### (2)連携のあり方について

地方障害者施策推進協議会から地域自立支援協議会に対しては、計画などの策定にあたり意見や報告を求めたり、計画に盛り込んだ施策の実現及び推進に資する取り組みを共有する場とします。

また、地域自立支援協議会から地方障害者施策推進協議会に対しては、地域自立支援協議会のみで解決できない新たな仕組みや制度の創設に関わることや、計画に位置づけての資源開発が必要となる場合に提言を行い、既存の施策の再検討や新たな施策としての検討を要請するという形で連携を図ります。

※「地方障害者施策推進協議会」 市川市の場合、市川市社会福祉審議会を地方障害者施策推進協議会として位置づけています。

## ○事業者や関係団体との連携に向けて

その他、各種の連絡会や協議会等の障害福祉関連組織についても、組織化に向けた支援を行うとともに、必要に応じて意見を求めるなど、本協議会との連携のあり方について検討を進めます。

## ○権利擁護への取り組み

市川市地域自立支援協議会の機能の一つとして権利擁護機能がありますが、近年の障害者等に対する虐待防止への社会的な要請が高まる一方で、犯罪に巻き込まれないよう、人権擁護の観点から早急に地域で安心して暮らすためのシステム整備に取り組むことが求められています。

このようなことから、市川市地域自立支援協議会の持つ機能を最大限活用することにより、障害者等に対する虐待への対策はもとより、セーフティネットとしての関係機関との連携を進め、地域での権利擁護の体制づくりに取り組みます。



## V 計画推進のために

### 1 推進体制の確立

市川市地域自立支援協議会を核として、サービス提供事業者、関係機関、各団体等との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行うなど、協働して計画の推進に努めます。

### 2 障害福祉サービスや計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

### 3 地域での障害者理解を深めるための啓発と地域の力の活用

地域の住民や企業に対して、障害に関する正しい知識の普及啓発に努め、障害者理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

### 4 サービスの質の確保と経営基盤の安定化

市町村の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、市に登録を行った事業者がサービス提供者となりますが、これらの事業者に対しては一定の基準を設けるとともに、苦情処理体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。また、県の指定を受けた事業者についても、千葉県との連携を図り、質の確保に努めます。なお、こうしたサービスの質の確保に加えて、障害者等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援のあり方についてさらに検討を進めます。

### 5 計画達成状況の点検及び評価

年度ごとに計画の達成状況を点検・把握し、評価を行うとともに、評価結果については、障害者基本法に基づく地方障害者施策推進協議会としての位置づけを持つ市川市社会福祉審議会に対し報告を行い、意見等を求め必要な対策を講じることで、計画を着実に推進します。

### 6 計画量に応じた財源の確保

計画自体の実効性を担保する観点から、計画量に応じた財源の確保に努めます。